

第三十九回国会 社会労働委員会議録 第八号

昭和三十六年十月十八日(水曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 中野 四郎君

理事小沢 辰男君 理事澁谷 直藏君

理事永山 忠則君 理事藤本 捨助君

理事柳谷清三郎君 理事滝井 義高君

理事八木 一男君

井村 重雄君 伊藤宗一郎君

浦野 幸男君 加藤銀五郎君

佐伯 宗義君 八田 貞義君

松浦周太郎君 松山千恵子君

赤松 勇君 大原 亨君

河野 正君 五島 虎雄君

田邊 誠君 中村 英男君

吉村 吉雄君 井畑 繁雄君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

厚生事務官 高田 浩運君

(大臣官房長)

厚生事務官 大山 正君

(児童局長)

厚生事務官 森本 潔君

(保険局長)

厚生事務官 小山進次郎君

(年金局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 岩尾 一君

(主計官)

厚生事務官 加藤 威二君

(保険局長)

労働事務官 鈴木 健二君

(職業安定局長)

専門員 川井 章知君

十月十八日

理事齋藤邦吉君及び永山忠則君同日

理事小沢辰男君及び澁谷直藏君が理事に当

選した。

同日

理事小沢辰男君及び澁谷直藏君同日

理事小沢辰男君及び永山忠則君が理事に当

選した。

なお、理事の補欠選任につきましては、委員長より指名いたしました。存じますが、御意ありませぬか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○中野委員長 御異議なしと認め、理事に小沢辰男君及び澁谷直藏君を指名いたします。

○中野委員長 内閣提出の国民年金法の一部を改正する法律案、年金福祉事業団法案、児童扶養手当法案、通算年金通則法案及び通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案、以上五法案を一括して議題とし、審査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。大原亨君。
○大原委員 私、これから前回の八木委員の国民年金に関する質問に続きまして、厚生年金を中心とする諸制度の問題につきまして御質問いたしたいと思っております。
恩給にいたしても、共済組合の公務員の年金にいたしても、あるいは厚生年金にいたしても、国民年金にいたしても、これらは時期、目標等ばらばらにできた経過がございます。この際これらのものを制度といたしまして合理的に調整をしていくことが、きわめて必要になってきておると思っております。特にその中でも厚生年金は、御承知のように、戦争中の昭和十七年に始まりまして、二十年掛金をかけますと、初めて

いわれる老齢年金の給付がある、こういうこととあります。その二十年目から、ちょうど昭和三十七年、来年に当たるわけだと思っております。従ってこの問題は、今まで戦争中あるいは戦後のインフレその他の問題など、今日までいろいろな経過を通じてやって参りまして、国民年金も出て参り、共済組合の年金も改正になり、その途中いろいろと厚生年金も手をつけられまして、来年度の老齢年金の給付開始を目前にいたしまして、この際私どもは早急にこの問題について問題点を指摘いたしまして、是正すべき点は是正をする必要があるのではないかと、こういうふうにご考慮の所でございます。
まず第一に、現在の加入者の状況その他につきまして、一つ総括的に政府委員の方で御答弁をいただきたいと思っております。
○森本政府委員 厚生年金の現状についての御質問でございますが、概括お答え申し上げます。
まず事業所の数でございますが、これは端数を省略いたしまして約四十万の事業所が対象になっております。それから被保険者の数でございますが、この中には男子、女子、抗内夫あるいは任意契約というふうな四種類ございまして、総数含めまして千三百九十一万人でございます。それからよく問題になる平均標準報酬月額でございますが、これは四種類のものを平均いたしますと、一万六千四百十九円という平均標準報酬の月額になっております。保険料徴収の対象になる月給の額でございます。
【委員長退席、柳谷委員長代理着席】
それから、先ほど昭和三十七年で二十年ということになって、本格的な給付が始まるというお話ございました。その通りでございますが、現在におきましては給付は始まっておりません。老齢年金につきましては四万三千七百六十一人という人が年金を受けておるわけでございます。一件当たりの年金額は平均いたしまして四万一千六百六十四円でございます。月に直しますと、約三千五百円という平均額でございます。それから遺族年金でございますが、これも十七万九千九百五十九人、約十八万人が遺族年金を受けております。これの一件当たりの年金額は二万三千三十七円ということでございます。月に直しますと、約二千円という額になります。それから障害年金でございますが、これを受けておる者が八万四千一百一人、約八万人でございます。年金の額は平均いたしますと三万三千四百三十四円ということでございます。月に直しますと約二千七百円という額でございます。その他脱退手当、これは一時給でございますが、年金としては以上のようなものでございます。
以上が大体の状況でございます。
○大原委員 きょうは主として組み立ての基礎になっております老齢年金について御質問いたしたいと思っております。





給付額が妥当かどうか。それぞれの昭和十七年以来年々当時の貨幣価値をもって支払ったものが、そういう厚生年金の機構を通じて逆にそのときどきには政府はその金を積立金として生かしていろいろな処理をしてきたわけだが、結局は国民はこういう制度を通じて取寄せられておるのではないか、あるいは給付が不当に低いのではないか、問題は、こういう問題であります。こういう議論であります。ここで念のためにお尋ねしたいのですが、標準報酬月額と給付金の月額、大体平均どのくらいお尋ねのか、こういうのが、最初に答弁があったかと思うのですが、それを一つ御答弁願いたい。

○森本政府委員 これは各人によってそれぞれ違うわけでございます。一応計算をしてみたものがございまして、それは一応次のような方式で計算をしてみました。昭和十七年から三十七年までの二十一年間におきまして、それぞれの時期における最高の標準報酬額、一番高い月給で保険料を納めておられた人、こういうのを頭に置きまして計算をいたしましたものでございまして、そういういたしますと、二十一年間に納めた保険料の総額は約八万八千円になります。それから幾ら年金をもらうかと申しますと、定額部分は二万四千円でございます。それからこの二十一年間の平均標準報酬を月額に平均いたしましたと、一万二千三百八十七円という数字になっております。これを基礎にしまして千分の六かける二十年です。から二百四十万というものをかけてみますと、年額四万一千八百三十七円ということになります。二十一年間働いて最高額を納めた人は、三十七年におきま

して四万一千八百三十七円という年金を一年間にもらうということでありまして、別の見方をいたしますと、二年間四万もらいますと八万円になるわけでありまして、過去に納めました保険料の累計が八万八千円でありまして、八万円納めました二年間もらうとすると金は回収できた、あとはプラス・アルファ、これは極端な言い方でございまして、保険料に比べてまして給付の額というものは必ずしも低くないという数字的な計算は出て参るわけであり

なっておりますから、これは問題なんです。そういうことは問題にならぬ話です。それから今労働者側の負担と使用者側の負担、国庫負担、これは老齢年金制度で早く死ぬ人もおるし、いろいろあるわけで、今の話で二年ほど生きたら生き得たというふうなことを言うのはもってのほかだ。全く答弁にならぬけれども、今までの答弁と関連して、そのことはあまり追及いたしません、つまり今までの質疑応答の中で、基本年金額の定額部分も、昭和二十九年の現在の二万四千円という数字を設定した当時とは、生活費も上がって、情勢も変わっている、生活水準も向上するわけですから、変わっておる。それから国民経済からいっても変わっておる。平均標準報酬月額にいたしまして、下限の設定の仕方、上限の設定の仕方がやはり問題がある、こういうことは認められたわけ

です。もう一つは加給年金の方ですが、扶養家族、妻、子供について一人四千八百円月額四百円、こういうのも私は現在から考へたら問題があるのじゃないか。妻と子について月四百円、これは低いんじゃないか。大体どういふことを目安にしてやりますか。きめますか。是正すべきだと思ふのですけれども、現在の四百円というのはどういふ目安か。

○大原委員 これに對しまして事務費が一割五分の国庫補助があるわけですが、今のあなたの答弁はちょっとひどい。あなたの答弁だったら私は全部今までのやつをひっくり返してやるけれども、貨幣価値がまるきり違つていて、昭和十七年には七十一円の標準報酬月額のととき、それを三百何倍しなければならぬ。掛金においてもそうでしょう。だからそういうことを全部現在の貨幣価値に修正してやらなければならぬ。そんなことを言うのだから、昭和三十三年にまで標準報酬月額のきめ方は全部そういうことに

なつておるから、これは問題なんです。そういうことは問題にならぬ話です。それから今労働者側の負担と使用者側の負担、国庫負担、これは老齢年金制度で早く死ぬ人もおるし、いろいろあるわけで、今の話で二年ほど生きたら生き得たというふうなことを言うのはもってのほかだ。全く答弁にならぬけれども、今までの答弁と関連して、そのことはあまり追及いたしません、つまり今までの質疑応答の中で、基本年金額の定額部分も、昭和二十九年の現在の二万四千円という数字を設定した当時とは、生活費も上がって、情勢も変わっている、生活水準も向上するわけですから、変わっておる。それから国民経済からいっても変わっておる。平均標準報酬月額にいたしまして、下限の設定の仕方、上限の設定の仕方がやはり問題がある、こういうことは認められたわけ

たものと思ふます。この金額は別の見方をしますと、定額部分の変形であると考えられます。それから家族に対しての特別の配慮ということも考えられますが、それをなんぼにするかということを具体的な計算上出すことはむずかしいかと思うます。これは他の制度におきまして加給金の額等を参考にしきめたものだと思います。しかしこれは先ほど申しましたように、年金額を検討いたします際には、この額でよろしいかどうかという点は確かに問題にならうと思ふます。

○大原委員 四百円というのは根拠はないと思ふます。大体つまみ銭みたいなものです。今の御答弁でもそうですが、四百円というのはどういふ理由をつけまして問題にならぬ。つまり厚生年金というのは二十年掛金をかけて六十才からもらえる。坑内夫は五十才から、この問題はあとで議論いたしますが、六十才からもらえるというこの厚生年金が、今お話しのように、よほどいい条件の人々をとつても年額四万一千円、こういうことになる、月額に直すと三千二百円のもの。これは実際は老後の所得保障をいたしまして、通算制度、国民年金との関係、その他たくさんござい

ますけれども、これではやはり問題にならぬのじゃないか。公務員の共済年金——恩給法の改正をやり、年金が四割は最低を保障しておつて、勤続年数その他によってだんだん増加しているわけ。勤続年数によって累加計算されているわけ。これはいかに考へても、来年から全面的に改正されま

すけれども、相当の問題が起きてくると思ふます。私どもはこれは所得保障として社会保障の一環で、被用者年金の体系の中で漸次共済年金との一元化、低いところを引き上げていくということ、被用者年金でない一般国民年金との体系を考えながら、全体として所得保障を考える、こういうことを大きな構想としては考へるわけですが、そういう体系の現在でございませぬ、こや不合理是正、こういうことを進めながら通算や一元化をやつていかなければ、これは所得保障をいたしましては相当問題があることは御承知の通りであります。

。そこで私はお尋ねいたしますが、来々、三十七年の全面実施を考へて、老齢年金を一応論議の対象にしておりまうにこの際再検討すべきであると思ふます。厚生省の長期計画はたゞいまお話しのようにあります。そういう問題点はそれぞれ指摘をされておるわけ。問題点として指摘してあるだけでありまして、来年から全面的に給付が開始される、老齢年金の給付が二十九年で始まる。十七年から始まって二十九年で、今までもこの実施は考へられ、非常に多くなつてくる、そういうときでありますから、この際再検討する絶好の機会だ、こういうふうにお尋ねをすけれども、その点について厚生省としての心がまえをお聞かせいただきたい。

○森本政府委員 現行の厚生年金の給付内容が十分でないという点は、御指摘の通りだと思ふのであります。たとへば、I・L・Oの百二二号条約によりまして、基準として、退職前の所得の四〇%、あるいは普通成年未熟練労働者の賃金の四〇%、これが一つ

たものと思ふます。この金額は別の見方をしますと、定額部分の変形であると考えられます。それから家族に対しての特別の配慮ということも考えられますが、それをなんぼにするかということを具体的な計算上出すことはむずかしいかと思うます。これは他の制度におきまして加給金の額等を参考にしきめたものだと思います。しかしこれは先ほど申しましたように、年金額を検討いたします際には、この額でよろしいかどうかという点は確かに問題にならうと思ふます。

の基準になつてゐるわけでございます。そういうものに比較いたしますと、確かに低うございます。そういう意味から見ますと、国家公務員共済の最終三年の月額に対して四割を出すといふことは、基準に合つておるかと思ひますが、そういう意味におきまして、厚生年金給付内容は必ずしも十分であるとは考へておりません。今後改善していかねばなりません。その考へ方としましては、先ほど申しましたような厚生行政の長期計画の一環としてこれを検討して進めることもいたしてあります。それから一方におきましては、総理府の社会保障制度審議会におかれまして、各種社会保険の総合調整として、医療保障、所得保障あるいは生活保障というような点を今総合的に検討してゐるわけでありまして、今年度中あるいはおそくとも来年三月ごろまでには一つのまとまつた意見が出したいだけのじやないか。そういうものを十分尊重いたしまして、検討したいと思ひます。

第一類第七号 社会労働委員会議録第八号 昭和三十六年十月十八日

ます。しかしそういうことも頭に入れておかなければなりません。ともかく方法といたしましては、厚生年金の給付内容の改善に見合ふところの財源の確保の問題という点を検討いたしております。作業的に申しますと、内閣の社会保障制度審議会の御答申が得られますのは、今年末か来年三月ごろであると思ひます。それも十分考へなければなりません。役所としても、これで十分作業をしなければいけませんので、三十七年度からというところ考へても少し無理な気がいたすのでございませう。こういう制度の根本でございませう。そういういろいろな試案が出まして、あと一年くらいは十分みっちり検討して、成案を得たいというつもりでおります。何分にもこの制度は一本こしらへますと、長期間でございませうので、ちよつと変えるわけに参りませう。その辺、一年程度の見直し期間を持ちたい。

○大原委員 今社会保障制度審議会に諮問してゐるのですか。  
○森本政府委員 これは一昨年諮問しまして、医療保障の問題とか生活保障の問題とか、あわせてやっております。  
○大原委員 社会保障審議会に諮問になつてゐるといふことなんです、いづつ答申があるのですか。ちよつと今答申があつたようですが、もう一回。  
○森本政府委員 諮問いたしましたのは、内閣総理大臣が諮問いたしました。諮問の時期は、一昨年の十月に諮問をしたわけでございます。諮問して御検討願ひます内容は、先ほど申し上げましたような問題でございまして、諮問に関する審議の状況を承りますと、最初の予定では本年の今ごろか、

十二月ごろまでに出したいという気持でやつておりましたが、なかなかむづかしい問題でございませうので、来年の三月ごろというふうなめどのようでございませう。  
〔柳谷委員長代理退席、委員長着席〕  
○大原委員 私が御質問いたしたいと思つていたことを先ほど御答弁になつたのですか、ILOの社会保障基準の中で、そういう年金についての四割保障、こういう原則があるわけですが、私は他の外国の例で、被用者年金について全部言ひわけにいかないけれども、いわゆる標準報酬月額のとおり方、いわゆる定額分のきめ方、そういう問題について、諸外国ではどういふ制度をとつておるか。ドイツあるいはスウェーデンその他欧諸国もそういう所得保障については進んでおると思ひますが、そういう一、二の例をお調べになつておれば、お答えいただきたい。  
○森本政府委員 完全に調べておるわけではございませんが、ドイツ、スウェーデンについては若干調べたのがございます。ちよつと矢札でございますが、厚生年金課長から御説明いたさせていただきます。

○加藤説明員 便宜私から御答弁申し上げます。西ドイツの例で申し上げさせていただきますが、たとえばAならAという人間がおりまして、Aが二十年間被保険者だと仮定しますと、まず第一に、その人間の二十年間の平均の賃金の年額を出します。その次にその二十年間なら二十年間の同じ期間の全被保険者の平均賃金の年額を出します。その両者の比率を見るわけでございます。

従つてAという人間が比較的高給をとつておきますと、全被保険者の平均年額の一・二倍とか一・三倍、あるいはそれが低い人であれば、〇・七とか〇・八、こういう数字が出るわけでありませう。その数字をその人間が年金をもらいます直前三年間の全被保険者の平均賃金年額にかけるわけでありませう。それから被保険者の二十年というものと、それに年金率というものがございまして、これは保険数理から算出しておるのでございませうが、西ドイツは一・五%でございませうが、それをかけます。ちよつと複雑な形でございますが、そういう出し方をいたしてあります。この非常な特色は、過去三年間の平均賃金に対するその人間の俸給の比率というものを出します。比較的インフレとか貨幣価値の変化といふものについていくわけでございます。そういう点が西ドイツのある意味では非常に進んだ年金の出し方であると思ひます。

それからスウェーデンは、これは年金がフラット制と所得比例制の二本建になつております。フラット制の方は、十六才から六十五才までのすべてのスウェーデン市民が特別年金税といふものを拠出したしまして、六十七才から無差別にこれを支給される。資力とか資産とかまた退職とか、そういうことに全然関係なく、六十七才から無差別に支給いたします。年金額は一定の基本額に生活水準の上昇数をスライドした調整額といふことでフラットの年金を出してあります。一九五八年の例をとりますと、単身者で二千四百五十クローネ、約二十七千円でございます。夫婦では三千九百二十クローネ、

約二十四千円、こういうことになつております。  
もう一つの所得比例制の方は、これは割合新しい一九五九年に採用されましたもので、事業主だけがその費用を負担してあります。年金額の計算は、請求のときの基本額の六割、これに、年金が一番高い時期から順にとつていきました。十五年間、過去二十年なら二十年ありました場合に、高い時期の十五年間の収入の平均をとつて、それを掛けて算出する、こういう方法をとつてあります。この場合でもやはりある程度物価水準に比例したスライド制といふものをとつておるといふのが、スウェーデンの状況でございます。

○大原委員 日本の公務員の共済組合の年金、長期給付の方も、やはり最終年金の俸給額を基準にして年金額を出しておる、その算定の基礎にしておると思ひます。それで、今のお話を聞きまして、ドイツはやはり公務員の共済年金のそういう月収の算定の仕方を見ておるし、スウェーデンは最高のところをとつておる、最も都合のいいようになつておる。これは出来高払いその他においては賃金が減るといふこともあるから、そういうふうにとつておる。こういうふうによつて、大體国際的な基準もILOの基準が四割保障、こういうことになつておる。だから、やはり今日の日本の計算の仕方でも四万一千円ぐらいの年金、こういうふうなのは、何といひましても低い金額であると思ひます。このことについては、給付金の算定部分についての問題を含めて社会保障審議会に諮問なすつておる、こういうことでありませうけれども、これはこの際本格的に改正しなけ



もろうわけだ。共済年金ももろうわけだ。公務員の共済組合年金を下げるという事は言っていない。言っていないけれども、こちらの厚生年金を均衡し被用者年金としてやはり漸次整備をして、たとえば私学の共済組合制度なんかはいい制度です。そういう制度もあるわけで、引き上げることによって年金制度、所得保障制度を合理的に一元化する事と、通算制度等をやはり合理的に整備していくことが、国の所得保障として雇用政策、最低生活保障の観点からいっても必要ではないのか。これは大臣に答弁を要求することになるけれども、それはあとにいたしまして、私はそういう観点からも老齢年金の適用の給付開始年齢というものと条件というものをこの際現行法について再検討すべきではないか、こういう点を申し上げておるのであります。

○森本政府委員 私は先ほど国家公務員共済とそれから厚生年金は制度として違ふという前提で申し上げておるわけでありませう。厚生年金の被保険者が職場をかわることがございます。それはある会社からある会社へいくという事は、ある最初の会社を退職して同じく厚生年金の適用を受けませう会社へいく場合は、厚生年金の方としましては依然として厚生年金保険の被保険者という立場が残っておるわけでございませう。退職という言葉はあまり適当でないかと思うのでございますが、ともかく厚生年金の被保険者という立場が、職場を賑々とかわろうが、残っておるわけでございませう。従って受給資格が発生しないわけでありませう。その点おかしんじゃないか、何か考えたらいい

いじゃないか、年が寄って小づかきももらえない、しかも厚生年金をもらえないのはおかしんじゃないか、こういう先生の御質問だと思ふのでありませう。その点は先ほど実情を申し上げましたが、これは依然として被保険者の資格を失なわれないが、退職後新しく就職したところの俸給は非常に安い。安職と申しますか、小づかい銭ぐらいいはなるかもしれない。そういうようなことも頭に入れますと、一定年齢に達した場合においては、被保険者という資格があっても給付を認めない。言葉は適当でないかもしれないが、一定条件の者については任意脱退と申しますか、本来は強制適用を受けまして任意脱退はできませんが、そういう制度も考へる必要があるのではないかと申す。これは今後一検討したいと思ひます。

○大原委員 今の点は、六十才とか五十五才とか五十年というふうな一定の年齢に達して、それから掛金をかけた五年の条件に達したら、そういう人たちはいよいよ老齢年金がもらえ、本人の意思によって実質的にそういう制度にしていく、任意かどうかという問題もあるだろうと思ひますが、そういう制度をせひとも講ずべきであると思ひます。これはあとで厚生大臣にも御質問いたしますけれども、私の質問の趣旨がわかりましたら、あなたの方でもう一回検討してもらいたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほどお答えいたしました通り、一定の条件を検討いたしました、任意脱退というふうな制度も考へる必要があるのではないかと申す。○大原委員 それから給付の開始年齢について、現行法は六十才だが、過去のなすういう措置をとっているといふことですね。これはあまり厚生年金について関心のないときに政府が改正をされたものだからそういうことになつたわけですね。みな知らぬうちにさつと通してしまつた。これは食い逃げみたいなものだ。そうでしょう。あまりもらつてないし関心がないものだから、このうちにやつてしまへといふのでさつとやつてしまつた。あまり抵抗がなかつたといふのですが、これは後退したね。社会保障制度を前進させようと言つてゐるのに後退ですね。給付の開始年齢は一元化する意味においても、やはり六十才を五十五才にすべきではないですか。公務員は五十五才で、皆さん方は五十五才でも六十才からもらう。そういうふうな改正するというなら、これは官尊民卑じゃないですか。差別扱いじゃないですか。いかがですか。

○森本政府委員 御指摘のように、国家公務員共済におきましては五十五才までは支給停止ということになつておりました。五十五才から支給になるわけですね。これらにつきましては、やはりいろいろの制度としての沿革も考へなければならぬと思ひます。そういう利益を受けておる人の既得権と申しますか、そういうものをよくするのならばよろしいのですが、悪くするといふことになるとやはり問題がございませう。それはそれとして考へなければならぬ。

それから厚生年金の方ですが、これもいろいろの問題があつたと思ひます。最近の老齢化の現象と申しますか、だんだん長生きをいたしまして働かなくなることが非常な影響があるわけでありまして、保険でございませうから、収入と支出のバランスが合わないといふ計算ができません。そういう点からいいますと五十五才で開始をいたしますと六十才でやります場合の大体二倍くらい支給金額が違つておるわけでありませう。年令を引き下げますと給付額が倍くらゐ必要になる、そういう財政上の問題も大いに考へなければならぬと思ひます。それから外国の実情を申し上げるのもどうかと思ひますが、やはり六十才、六十五才というのが普通でございませう。たとえばイギリスであります。男で言いますと六十五才、フランスが六十才、西ドイツが六十五才、それからスウェーデンが六十七才、アメリカが六十五才というふうな、ちょっと見ましても日本が一番支給開始年齢が早いわけがございませう。そういうような事情もございませう。これはやはり保険財政の問題——早く支給するにはたくさん金がかかるわけがございませう。まあそれと見合ひの問題もございませう。それから今後どれだけ働くか、働ける能力があるにもかかわらぬ退職老齢年金を出すというのにも変なことでございませう。そういう就労の実情というものもよく見きわめなければならぬと思ひます。従つて、簡単に支給年令を下げるということだけで考へてはいかぬのでございませう。また別の見方もいろいろしていかなくてはならぬかと思ひます。それらの点も含めまして今後いろいろ検討したいといふふうに考へております。

○大原委員 それはやはり完全雇用ができてゐるかどうかの問題もあるし、あるいは生活程度が高くて、あるいは安定度が高ければ、社会保障が充実しておれば長生きをするという問題もあるし、いろいろの社会的な条件によつてきまるわけですね。だから、皆さん方公務員のやつは下げる必要はないのだ、これは保持しておけばいいわけだ、これは下げると言つてゐるわけではないのだが、あまり民間だからといって、特に重労働、肉体労働なんかしている者を、五十五才になつてゐるのを六十才にする必要はないでせう。それはひど過ぎはせぬか、むちゃくちゃではないかと、こう言うので

○森本政府委員 これは今回下げるわけはございませぬので、昭和二十九年からこういうことになつたわけがございませう。昭和二十九年におきまして、支給開始年齢は幾らにしたらいいかということがいろいろ議論されまして、最近の就労状況は、老齢者もやつておる、五十五才ではまだ早過ぎる、六十才までは働ける、そういうふうな就労の実態を頭に置き、あるいは諸外国の例も頭に置きます。それから保険料と給付というのはいはれ見合ひのものでありますから、早くもらうのがいいというわけにも参りませぬので、保険数理の上の計算からも、これでいけば勘定が合うというふうないろいろの点を勘案して一応きまつたものでありまして、何も今回そういうことをやるというわけはございませぬので、そういう事情を勘案して当時おきめに

なったものである、こういうことでございませう。

○大原委員 それは理屈にならぬということを言っておるわけです。むしろ公務員なんか、皆さん方は六十まで延ばせばいい。六十までというわけです。それで、エキスパートがほとんどそういうところに安定すればいいわけです。定年制との関係もあるわけですよ。そうすると、民間の方から言わせると、民間労働者の被用者の方から言わせると、公務員の方は五十五才でもらうようにしておいて、そうして恩給をもらいながら民間に来てたくさん俸給をもらって、そして両方もらうている、そういう意見が出るでしょう。皆さん方なかだつて、やはり局長でも何でも五十や五十五でやめていくんではないか、これは働き盛りにやめることになる。年令はだんだんと何しているんだから、六十才くらい——肉休労働をしている人はそれは違うわけだ。若いときに早く定年にしてあげたいが、しかし役人なんかというものは、極端に言えはそういうことにはしていかないだ。これは給付年令を上げるとか下げるといふ議論をしているわけではないが、これはやはりおかしい。だれが見ても民主的政治ではない。実情に沿うところは六十なんかにならなければならない。完全雇用の場合には適材適所ということがあるでしょう。まあこの問題はあとに保留しておきます。それから厚生年金の適用範囲を五人未満の事業所にも強制適用すべきじゃないか、これについてはいかがですか。

○森本政府委員 厚生年金の適用を五人未満の事業所にもやれという御意見は、前からあるわけでございます。そのつど事情を御説明して参っておりますが、これは繰り返すに参りまして恐縮でございますが、一挙に踏み切れないという事情もありません。もう一度申し上げたいと思っております。まず五人未満の事業所は賃金状況を調べてみますと、第一に勤続期間というものが、厚生年金は長期保険でございますが、相当長く勤めるといふことが前提でございます。五人未満におきましては、そういう実態がないようございまして、きわめて短期間でやめていくような実態でございます。こういう点は、厚生年金になじまないと言えらると思っております。それから、賃金でありまして、雇用の形態でございますが、これが必ずしも明瞭でございます。賃金なんかにいたしましては、相当安いようございませう。これは別の意味の問題があると思っております。そういうところから、事業主負担等をかけますと、企業自体としてもえらいというふうな実情もあつて、非常に困難な点があるようございませう。それから、賃金の実態でありますとか雇用の実態を把握するということも非常に困難でございます。長期保険でございますから、いつどこで何ほらつておつたというのをすべて、長期にわたりました明確に記録しておかなければならぬ。こういうほんとうに事務的な面でも、とてもうまくやっていると申すかどうかという見通しを持っておらぬわけでございます。気持をいたしましては、何とかこれは考える必要があると思っております。

も、なかなか困難な点がございますので、直ちに踏み切れることは困難でございます。また同時に、一方、御存じのように、そういう方に対しましては国民年金という制度もありまして、こういう制度が全然ないわけでございます。不完全ではございますけれども、そういう制度もできておきますので、これはなお今後の検討問題といたしたいと思つて、ただいまのところは、非常に困難なように思われます。○大原委員 私は、被用者年金の制度は、労使関係があつて、使用者がおり、経営者が社会的な責任を持つていられる場合には、やはり同じように機会均等に、厚生年金、社会保険のそういう機会を与える、こういうことが社会保険制度だと思つて、この問題については、あなたの御答弁は事務的な面がいろいろあつたようでございます。事務的な面も、社会保険は、全面的に適用していけば、それだけ事務が簡素化するということもあるわけ、だから了承できませんが、この問題は保留しておきまして、もう一つ積立金の問題が残つておつて、これは厚生大臣並びに大蔵省の岩尾主計官等に要望なり御質問なりたいと思つておるのですが、これはあとで大臣が見えてからにいたします。

それで問題は、坑内夫については、一般の厚生年金よりも、給付開始年令が五十五才になつておつて、五十五才であつたものが、やっぱりこれも改悪いたしましたわけでございます。五十五才が五十五才になつたわけですが、五十五才の開きがあるわけでありませう。それで、勤続期間は十五年ということになつておるわけでありませう。最近、御承知のよ

うに、石炭の問題等が非常に社会問題になつたわけでありませう。実際に坑内夫で、とにかくあつた労働条件や給与の条件の中で働いておることを思つて、四十以上まで働くと、もうとてもじゃないが働く能力はなくなる。転職する意欲も職業訓練を受ける意欲もなくなる。こういうようなことを、きのうもラジオの現地録音放送で、福永労働大臣に現地の人が実際の重労働の状態を訴えておりましたけれども、とにかく坑内夫については、炭鉱だけでなく、メタル産業——全体ということになると思つておるのですが、とにかく坑内夫についてはそういうありは肉休労働、あるいはその他の労働の質によつて条件を変えるというふうなことが、外国にも例があると思つておる。五十五才というものが、大体國際的な、西ドイツその他の給付開始年令の標準じゃないかと思つて、この際坑内夫労働者について、開始年令について下げる必要があるのではないかと。給付全般の問題については今まで質問いたしましたから、これに準じてお考えいただくというの引き下げ、こういうことが問題となるのではないかと、こういう点に対する見解を伺いたい。

○森本政府委員 坑内夫の支給開始年令を若くしたらどうかという御質問でございます。最初に外国の例はどうだとお話でございますが、一応調べましたところによりますと、西ドイツにおきましては、一般の人は六十五才でございますが、坑内夫は六十才、それからフランスは、一般労働者は六十才または六十五才でありませうが、坑内夫におきましては五十五才ということでありませう。日本人は早く老いるのかも知れませんが、外国の方が年がいったも働けるという建前のようございまして、坑内夫につきましても一般と同様に、日本よりも支給開始年令が上であるという実情でございます。それから日本につきましては、先ほど申し上げましたように、昭和二十九年度の改正で五十五才から五十五才になりましたけれども、本年度におきましては、経過規定によりまして五十一才になると支給されるという実情でございます。従つて現実には五十一才からもらえるということになりますので、外国の例を見ましたり、日本の実情からいまして、五十一才をさらに引き下げるというの相

○大原委員 公務員の比較論なんか、同じような趣旨です。それから賃金は、いろいろ調べてみますとほとんど出来高払いです。だから二十才台、三十才前後が一番収入が多くて、だんだんと下がっていくということにもなつておると思つて、やはり今の問題は日本におけるエネルギー産業の社会的な問題となつておる点からも、前も五十五才というふうになつておつたわけですから、やはり一つの時限立法としてもけつておつたわけでも、そういう点を考えていただくように要望しておきます。これは要望であります。これは、問題はあとで議論いたしますが、それから社会保障全般の問題——厚生省、労働省にまたがっている問題でありますけれども、失業保険の問題です。特にこの際、厚生年金の

問題を議論しておることに關連して、  
そういう所得保障の問題、雇用の問題  
に關連をいたしまして石炭の問題、坑  
内夫の問題が非常に大きな社会問題に  
なっておるわけです。厚生年金でもそ  
他の問題でも、外国ではそういう重  
労働で、坑内作業というふうな問題に  
ついては、特例を設けておる立法例は  
たくさんあると思う、日本でも設けて  
おるのですから。それを現在のそうい  
う日本における社会問題に適合して、  
賃金その他の問題は政府でいろいろ検  
討中で、議論になっておるけれども、  
そういう失業保険の問題について、や  
はり給付期間を、最高九月月というの  
を延ばして、そうして再就職するま  
で、つまり働いている間は、元気で働  
いていて、自分がそういう社会的な一  
つの役割を果たしていると思つて働  
いておる間は、完全雇用でやって  
いって、それをやめると一首になつ  
た場合あるいは失業した場合、自分に  
就職の意思がある場合には失業保険、  
そして一定の年金に達しますと、これは  
年金で所得を保障していく、こういう  
三つの關係——労働の問題と失業保  
険の問題と年金保障の問題、この三つは  
うまくかみ合わない、すべてが中途  
半端な悪循環を来たすと思うのです。  
中途半端な政策になってくると思うの  
です。いろいろな訓練所の期間中は失  
業保険を延長するとか、あるいは日雇  
いの賃金を出すとかというふうないろ  
いろな特例、条件は設けてありますけ  
れども、私は根本は、坑内夫の問題に  
關連いたしまして、坑内夫の厚生年金  
に直結する形において、失業保険でそ  
の穴を埋めるような特例措置を——  
きょうは一般論でなしに、坑内夫の問

題に關つて言ひますけれども、石炭産  
業が問題となつておる現在の状況か  
ら、そういう特例を設けるべきではな  
いか。これは厚生大臣と労働大臣が両  
方出席されて、全般的に両相において  
意思統一をして御答弁をいただくこと  
で、あなたに御答弁願つてもなかなか  
かむずかしい点かもしれません、自  
民党の諸君もまじめに聞いておられま  
すから、このことが反映することを確  
信いたしておりますが、そういうこと  
は検討いたしておりませんかどうす  
か。

た上で十分検討いたしたい、こういう  
ふうに考へておられます。  
○大原委員 あつた社会保障制度審議会  
に労働大臣の方から、そういうメタル  
産業の坑内夫についての失業保険の給  
付期間を延長する、こういう問題につ  
いて諮問をいたしておられますか。  
○鈴木説明員 労働大臣から、特にメ  
タル産業の労働者について特例措置を  
講じたい云々というふうな諮問はいた  
しておりません。社会保障全般の立場  
から失業保険がいかにあるべきか、と  
いう格好で、これは内閣総理大臣から  
御諮問なされておるわけでございます。

そのことは厚生年金において認めてい  
るので、それから、そういうことをとるこ  
とを私はあなたの方に特に要望してお  
きたい。これは労働大臣が労働政務次  
官に出席願つて、責任を持って政治的  
にやつてもらおうと思つただけけれど  
も、私はこのことを強く要望しておき  
ます。あなた、わかりましたか。答弁  
して下さい。  
○鈴木説明員 先生御指摘の御趣旨の  
ことは十分わかつておられます。  
○中野委員長 この際、午後一時三十  
分まで休憩をいたします。  
午後零時二分休憩

得られるようにしよう。こういうねら  
いで通算通則法が制定をされるという  
運びになつたわけでありませうけれど  
も、そのねらいは非常に正しいと思つ  
わけでありませう、同時にそのねらい  
を貫徹していく、目的を達成してい  
くためには、できるだけAの年金制度  
で二十年いた者と、Aで十年、Bに五  
年、そしてCに五年という工合になつ  
た者との間にも年金の差というものが  
ないようになければ、当初のねらい  
というものは半減されてしまふのじゃ  
ないか、こういうふうな考えられるわ  
けです。もちろんこれは先ほど申し上げ  
ましたように、それぞれの年金制度  
の発足の状況等から見て、一度にとい  
うわけにはいかないとおもうわけであ  
りませうけれども、少なくともできるだ  
けその差というものがなくなつていくと  
いうことでなくては行かないのじゃな  
いかというふうな考えられるわけですが、  
今回提案されている通則法等によりま  
すと、そういう点についてはおお多  
くの問題を残しておる。これでは所期の目  
的を達することは非常に困難ではない  
かというふうな考えられるわけであり  
ませうけれども、所得保障制度としての  
この問題から考えてみまして、今申し  
上げましたような多くの欠陥、これら  
についてどう考へ、それから将来どの  
ように対処していくかとするのか、ま  
ず大臣の見解をお伺いしておきたいと  
思つておられます。

○鈴木説明員 失業保険の給付期間で  
ございますが、原則として十年をこえ  
た者は九月月、こういうことになつて  
おるわけでございますけれども、今先  
生からお話ございました石炭産業等  
につきましては、先般の法律改正に基  
づきまして延長措置を講じてきておる  
わけでございます。現在飯塚、直方、  
田川、香椎、唐津、武雄、それから大  
牟田、荒尾、こういう地域について  
は、全部石炭産業に關連のある地域  
で、地域指定をいたしまして、二カ月  
延長で、九月月のもは十一月月にな  
る、こういう格好になっておるまし  
て、實質的には石炭産業については、  
失業保険をいたしまして特別の措置を  
講じておるわけでございます。全般的  
に給付期間の問題は、先生御指摘の通  
り失業保険をいたしまして問題点で  
ございます。これは先ほど厚生省の保  
険局長がおっしゃいましたように、失  
業保険の給付率なり給付期間の問題につ  
きましては、現在社会保障制度審議会  
として根本的に御調査願つておるわけ  
でございますので、その御意見を聞い

た上で十分検討いたしたい、こういう  
ふうに考へておられます。  
○大原委員 昨年大問題になつたわ  
けですけれども、失業保険の国庫負担  
というものは、三分の一を四分の一に下  
げたわけですね。それでも一十億以上  
の、これは厚生年金が五千億も積立  
金があるのとまた違つた意味におい  
て、短期給付においてそういうのがあ  
るわけですね。だから現在の黒字が一  
億圓という問題を含めて、失業保険の  
特に社会的に必要な問題についての徹  
底した思い切つた施策をとるような特  
例措置というものはあり得るのですか  
ら、労働の質と産業の形態、社会問題  
の形態においてあり得るのですから、

○中野委員長 休憩前に引き続き、会  
議を開きます。  
○吉村委員 私は今回提案されてお  
りますところの、年金の通算通則法の問  
題について、一、二、今該当事務間で起  
こつておる問題等について見解を聞か  
していただきたいと思つておられます。  
国民年金制度が発足してから、国  
民皆年金という状態になつてきたわけ  
ですけれども、しかし御承知のように、  
日本の年金制度というものはそれぞれ  
沿革等から考へてみまして、非常にそ  
れぞれ中身に相違がある。こういう点  
が大へん論議の焦点になつておると思  
います。これらを統一的にしていくと  
いうことについては、将来の問題とし  
て厚生省等も再三説明をされておるわ  
けでありますけれども、同時に今回の  
それぞれの年金制度というものにつ  
いて、受給資格を得られないような人、  
これを通算をして、全体が所得保障が

○尾尾局長 御尋ねにもございま  
したように、現在の年金制度がその成  
立の時期を異にし、いろいろ分かれて  
おりますので、通算関係等を規定いた  
してございます。年金制度全体をいたし

ましては、政府といたしまして今後この総合調整というようなことをはかつて参らなければならぬと考えて、せつかく検討いたしておるところでございます。とりあえずのところは、今回御提案申し上げましたような案で進むかはというので、御提案をいたしたようなわけでございまして、今後の問題として、やはり検討を続けて参らなければならぬということ、申すまでもないことだと思つ次第でございます。相当時間を要する問題ではないかと思つております。

○吉村委員 将来それらの内容をできるだけ足並みをそろえるようにやっていくというお話であります、その点は一つできるだけ早急に総合的な検討をなされて、一刻も早くやってもらうようにしたいと思つておられます、そこで特に通算通則法が制定されようとするに際しては、今まで、たとえば一つの公的年金の適用を受けておつても受給資格がない、こういうような方が他に職場を変えた場合に、通算をされるという意味合いでは、非常に大きな前進を示しているというふうには考えておられるわけですが、しかし中には相当幾つかの問題もあることは、大臣その他関係者も御承知かと思つておられます、この中で特に私が御指摘を申し上げたいと思つておられるのは、たとえば公共企業体の共済組合法の適用を受ける、こういう方々の場合に、これは二十年で受けられることになるわけですが、しかし十九年以下の者については、今までは年金制度というものは全然ない、こういうことですけれども、この十九年以下しか勤めることができなかった、組合期間が十九年以

下、こういう方であつて、そして年令が五十五才にならうとするような人、こういう人が非常に問題になるのじゃないかという気がいたします。なぜならば、御承知のように、ここ三、四年来—これからは二、三年をうだと思つても、けれども、やめていこうという人の中には、戦争中に強制的に職場を転換をされて、そして各公務員なり、あるいは公共企業体の職員になつていられる人が多いためですけれども、これらの方々は、現在定年制というものは制度としてはないわけですから、現実には五十五才でやめていかなければならない、こういう問題がたつきあるわけですが、この適用はございせんから、従つて、今回五十五才でやめても、満十九年以下だ、二十年にならぬというふうな人が、通算年金制度で通算をされることになりましても、国民年金の場合には六十五才、あるいはこれが減額制がとられても、六十才にならなければ実際に年金は支給されないということになるわけですが、これは先ほど大原委員の方からも再三指摘があつたやうでありますけれども、そうしますとこの五年間というものは何らの所得保障がないままに放置されることに相なるわけでございます。これは、国民皆年金という建前からしましても特に問題があるというふうな点に考えられるわけですが、どうお考えになつておられるか、お伺いしておきたいと思つておられます。

○小山政府委員 やや数字的なことではございますので私から申し上げたいと思つておられます。先ほどのお話にもありましたやうに、問題は、一般に定年といわれて五十五才というものと、それから被用者の年金制度の支給開始年令との間に五年の間隔がある、こういうことをどう考へるかという問題だと思つておられます。この問題についてはいろいろ考へ方があるわけでありまして、けれども、年金制度の方から特殊な工夫をして、職場を離れたらそれをカバーするやうにという方法も一つの方法であるかと思つておられます。またもう一つの方法としては、元来五十五才の定年というものがそれほどはつきりした根拠に基づいたものでなく、一種の社会的な慣習として自然にでき上がつていっているやうな事情から考へると、この方を延ばしていくという道もあり得るわけでありまして、これはいづれにしても将来のいろいろな情勢を見きわめながら、なるべくその間を狭めていくという努力は必要であると思つておられます。ただ、大体諸外国の例を見ましても、被用者の間にある程度の開きがあるといふのが実際のやうでありまして、言いかえれば、そこに若干の間隔があつても、その間はまたいろいろな方法で補われる道が自然にできておられる、こういうことであると思つておられます。いづれにしても、その問題はその問題として考へていくべき問題になると思つておられます。それで本来の制度に、先生のお考えからいへばさういふやうな一つのギャップがあるわけでありまして、けれども、このギャップが通算の仕組みの上に出てくるというものは、ある意味においてやむを得ないことでもあるし、また当然なことにもなるわけでありまして、通算制度によつて本来の制度の守つておつた以上のことを行はうとい

うことは今のところ無理なわけでありまして、通算の制度としては、せいぜい一つの制度でやつておつたのと同じくらいのところまでは持つていこうというところでやつておられるわけでありまして、ただいまのような仕組み、つまり被用者同士の間であるならば、それをつなげることによつて二十年をこえるならば、厚生年金の六十才から支給を開始していく、ただしそのつながる制度が、たとえば公共企業体と國家公務員との両方の期間をつなげてこれが二十年以上になるといふ場合であれば、六十才でなくても五十五才から支給を開始される。また国民年金とつながることによつてやつと資格期間が満たされるというのであれば、これは国民年金の六十才から支給が始まつていく。これは本来国民年金ですつと過ぎて二十五年以上になつた人でも六十五から始まるわけでありまして、これは今のところそれではしんぼうしていきより仕方がない、こういう考へ方をとつておられるわけでありまして。

○吉村委員 ただいまのお話だと、六十才から所得保障をすというやうな考へ方についても、所得保障の年令といふものをいつに引くかというやうなことについても、いろいろ考へ方があつておられる。同時に幾つまで職場にあるべきかという定年制の問題、さういふ二つの角度から検討されなければならぬといふやうなお話でありましたけれども、しかし所得保障制度をいふこととする立場に立つ政府と、それから労働年令といふものをどのくらいにするのが妥当であるかといふことについては、一定の方針といふものは、政府として

ならないと思つておられる。それは二つの考へ方がある、その考へ方がまともでないために現在さういふギャップがあるのだといふだけでは、現実の問題は解決されないという気がする。現実には、先ほど申し上げましたやうに、定年制といふものは五十五才としまつたものではないけれども、しかしほとんど各官庁等においては五十五才でやめていかなければならぬ、こういう事例が多いわけですから、さういふ点から見ましても、では政府としては、大体労働の年令としてはどのくらいのこと考へておられるか、さういふ方針を示して、その方針に基づいて定年制なら定年制といふものの法制化の措置をするならする、それ以降は所得保障をすることである、さういふ考へ方があるといふことだけでは、問題はやはり解決しないと思つておられます。今この点については、大臣として、将来どういふふうにしてしようといふのか、これを一つ明確にしてもらいたいと思つておられます。

○渡尾國務大臣 なかなか現状におきましては筋を引くことの困難があるのではないかと思つておられます。労働の制度にいたしまして、また社会保障の制度にいたしまして、将来だんだんと国民生活の向上につれて、あるいは産業の発展につれて変化もあること考へられますが、現状においては、まだどの辺が一定年令として適当なのかといふことに対する統一した見解といふものは出ておらないのではないかと思つておられます。また仕事の種類によりまして、一がい何才といふことにきめるわけにも参らぬものがあるかと思つて

ます。いずれにいたしましても、将来の問題として、ことに老齢年金というふうな問題とは関連の深い問題でございませうから、われわれといたしまして、この問題についてはさらに検討していきたいと思ひます。今確たる方針として私申し上げるだけのものは持っておられないことを御了承願ひたいと思ひます。

○吉村委員 非常にむずかしい問題であることは、その通りだと思ひます。が、その確たる方針がないという問題に、先ほど指摘をいたしましたような問題が存在するわけです。だからその間一政府としてはどうするか、こういう対応策だけはやはり明確にしなければならぬと思ひます。特に私が先ほど申し上げましたように、通常の方々は、被用者年金制度のもとで、大体受給資格がつくまで働いておられるわけです。これらの方々はその問題はない。あつても比較的少ない。ところが戦時中に、いろいろ軍の要請なり何なりで仕事を転換して、そうして今の職場にある方が五十五才になった、しかし満二十年にはならない、こういう方が遺憾ながら強制的にやめさせられるという事例が多いわけです。その方々は、年令が年令でございませうから、他の被用者年金制度のもとで職場というものは、正式にいつてなかなか困難です。現在の制度のもとでは国民年金の方に加入せざるを得ない。こうなつて参りますと、約十年間というものは、全然所得の保障がないままに放置されるということになるわけですから、これでは非常に問題が多いと思ひます。国民年金制度の中で減額制をとつたとしても、六十才からなるわけですから、最短の距

離でも五年間は何らの所得保障のないままに職場を追われていく、こういう状態ですから、先ほどの年金局長の答弁のように、それは六十まで働いてもらえばいいという一つの解決の仕方があるかも知れませんが、現実にはそうじゃない、こういうことになりませうから、そうすると、所得保障という立場からこういう気の毒な方々についての措置をとつていくというのが、厚生省としては当然の道筋じゃないか、このように考えられるわけです。その点についてはどうですか。

○灘尾国務大臣 先ほどお答え申しましたように、なかなか容易に結論の出る問題ではないと思ひます。外資がどうなつていくか、詳しいことは存じませぬけれども、諸外国でもあるいはそういうふうなギャップが制度上は出てくるのじゃないかと、いろいろにも考えられるわけでありませう。外国の年金受給資格といひます。その年金等から考えますと、そう低い年令ではないように思ひます。その通の現象じゃないかと、おそろく各國共

ごさいませう。放置してよい問題かどうかということになれば、もちろん所得保障という見地からいたしますれば、いろいろ工夫しなければならぬ点もあろうかと存じますけれども、かりに比較的低い年令で退職したとか、定年がきたというふうな人たちにいたしましても、それが直ちに失業を意味するかどうかということになれば、必ずしも

どうもいかならう、その辺でなんとかかんとかやつておるのが現状じゃないかと私は思ひますが、これ

は一つ十分研究させていただきたいと思ひます。

○吉村委員 現状は、その通りなんだというふうなようですが、十分研究してもらうことはいいのですけれども、ただそれだけではどうも解決策にならないので、たとえば年金制度のそれぞ

れ内容が違つていくようなものを統一していく方向については、一番内容の高いもの、レベルのいいところに合せていく、こういう考え方に立つた方がいいと思ひます。

今退職年金制度などで一番年令の若いのは五十五才からということになりませうから、もちろん職種によつてはそれよりも少ないのがあつては、そこを合せていくことが妥当かどうかは将来に問題が残つていくと思ひます。しかしどこかに合せていかなければならぬ。その合わせるまでの過程として、どうしても五十五でやめなければならぬという現実の姿、それを政府がどうでないようにしていくということであれば、話は別ですが、そう

ではなくて、やむを得ずやらざるを得ない、こういう方々が五年間あるいは十年間全然何らの所得の保障のないままに放置されるということは、これでは厚生省として現状やむを得ないというところだけでは済まない。ですから一つの方法としては、被用者年金の退職年金の支給開始であるところの五十五才から減額年金というふうなことで支給をする、こういう方法をとれば、ある程度現在の困難な問題というものは解決できるのではないかと、このようにも考えられるわけです。それはやろうと思ひます。もちろんそうなつて参りま

すと、厚生省の所管というよりも、それぞの制度を運営するところに問題があるのですが、全体の通算年金を運営していくのは厚生省ですから、そういう点から各関係の方面に十分働きかけて、先ほど申し上げましたようなプランクというものがなければ、非常に、そういうふうにしななければ、非常に気の毒な人たちであるだけに、問題があるの、今申し上げましたように五十五才から減額年金制ということについては、大臣としても当面経過措置としてとつていくという方向についてはどうのようか考えておられますか。

○灘尾国務大臣 十分検討すべき問題と考へますが、これは一つ専門の事務当局の考へもあろうと思ひますから、その方もお聞きを願ひたいと思ひます。

○小山政府委員 先生のおっしゃつておられるのは、主として厚生年金のことをおそろく頭に置いて言つておられるのだらうと思ひます。厚生年金の問題については、午前中保険局長から大原先生の御質問にいろいろお答えしましたように、一つは六十を過ぎて勤めてい

るといふ場合にも厚生年金が実質的に受けられるようにするかどうか、それに対しては、先ほど申し上げましたように、あるいは任意脱退という制度を将来の改正の機会に考へていくということをおっしゃつたのは、今度は逆の問題になるわけでありませう、おそろくこれは方向としては、将来厚生年金も国民年金やあるいは公共企業体の退職年金と同じように、ある程度繰り上げ減額年金という制度を取り入れることが当然考へられていくことになると思ひま

す。そうならば、先生がおっしゃつたような問題がある程度解決がつく。なお先生は、おっしゃつておられる間にお気づきになつていないかと思ひます。が、たとえば五十五まで公共企業体の年金制度におつたという人が二十年過ぎたおれば、問題がないのですが、それが二十年にならぬという場合には、今度はどこかほかの方に所属して、その両方の期間を足したのが二十年以上になれば、年金がもらえる、こういうことになりませうから、ほかの機関で何年か経過している間に自然六十近く、あるいは六十をこえる年令まで

いつてしまつておられます。従つて通算によつて年金が受けられるという場合は、先生がお考へになるよりも六十以前にもらわなければならぬといふ人は少ないので、やはり六十を過ぎて通算の年金がもらえるようになるという資格が満たされる人が多い、こういうことになると思ひますので、実際の問題は、結果的にはほぼ同じようなことになると思ひます。

○吉村委員 今の年金局長の話でいきますと、私の考へでは、たとえば公共企業体の共済組合にいたのが満二十年にならないで、十九年だ、しかし年令は五十五才になつておられるものについては、当然に国民年金なり何なり加入をして、それで二十五年の期間を満たさなければ、あるいは六十五才にならなければ、支給は開始されないわけでしょう。そのことについてはその通りでしょう。

○小山政府委員 おそろく先生がお考へになつておられる通りでいいと思ひますが、私が念のために申し上げますと、つまり条件が二つ要るわけでありま

す。公共企業体の年金におつた期間と、厚生年金なら厚生年金の方に属した期間とを合わせて二十年以上になつてゐるか、あるいは厚生年金でなくとも十五年以上になつてゐるか、この条件が一つあるわけでありませぬ。それからもう一つは、六十からもうい始めるかあるいは六十五からもうい始めるか、こういうことになるわけでありませぬ。先生は主としてあの点を問題にして御議論になつておりましたので、私前段の二十年ないし二十五年というものは、当然のことというつもりで申し上げておつたわけですが、問題としては一応別になるわけでありませぬ。

○吉村委員 従つて、先ほど申し上げましたように、五年間のプランクというものは、当然にして起こるといふことでは、五年間の年金が受けられないという期間は、最短距離で行つても六十からでなければだめなわけですから、五年間はどうしても年金の支給が受けられない、こういう事態が起こる点が私としては問題じゃないか、こういうふうに申し上げておられるわけでありませぬ。その点については、現在の制度のもとではやむを得ないというふうなお話なんですけれども、しかし、それを減額制をして、そして五十五才からでも支給できる、こういうふうな措置をとつていけば、そのプランクというものがなくして、少し減額はされますから問題はないと思ひますけれども、一応所得については保障される、こういうことになつていくと考へられるわけなんです。だから、そういうふうな方向を当面としていくということが、あといつから各年金を一本にしていく

という場合に、年金の支給開始年令が幾つからということについては、将来十分検討するとしても、当面のプランクをなくする措置としては、そのような減額措置というものをとつていくというふうなことは考へられないでしようか、こういうふうな質問をしておられるわけです。

○小山政府委員 先ほど申し上げましたように、将来厚生年金において、繰り上げの減額年金制というものを採用する可能性は非常に強いと思ひます。その時期がどうなるかというのが、結局先生の問題にしておられる要点だと思いますけれども、おそらく厚生年金については、そのほかにもいろいろ今後考へられる問題が出て参つておられますので、次回の改正が昭和三十八年になるはずであります。おそろくもうこの一、二年のうちに、次回の改正の際にどういふふうなものを取り上げるか、保険料率はどうするか、あるいは給付内容をどうするかという問題が全般的に検討され始めるわけでありませぬ。おそろくそういう順序にたい入つてくる、こういう順序にならうと思ひます。

○吉村委員 そうすると、厚生年金制度の改正にあつて、今申し上げたような減額年金制というふうなもの、十分論議の対象になり、あるいはそういう方向に進む可能性も強い、こういうお話でございますが、当然その間は、どうにもならないというふうなものもあるわけです。特にこれは私再三申し上げてゐるわけですが、たゞさんの人ではないのですが、この該当者というものは非常に気の毒な状態になつて

いる。それだけに何らかの救済措置というものをとつていかないと、いかぬじゃないか。もちろん退職金というものが、少額ではありますけれどもあります。しかし、きまつて年間幾らという所得の保障制度ではございませんから、これに期待をかけるというわけにはいかなないわけなんです。だから、三十八年と言わず、やる気になれば、このことについてはもっと早くもできるような気が私はするので、再三質問をしたわけですが、一つこれは早急に、そういうプランクのないうようにしていただけるように特に御骨折りを願つておきたいと思ひます。そうしなければ、現在の各官庁を初めとするところの定年制というものについて、五十五になつたならばどうしてもやめなければならぬといふようなことのないようにしていかないと、いつまでたつてもこの点については解決がつかない、こういうふうな思ひますから、一つ大臣の方でもその両者の中のどちらかに合わせて十分善処してもらつてうにお願いしておきたいと思ひます。

次に、先ほど関係者の方から話があつたわけですが、十九年末満で職場からやめていくという人の中に、通算年金をもらうかそれとも従来の退職一時金をもらうかといふことについては、経過措置として五十才以上の者とそれから婦人の場合は五年ですか、男子の場合は三年、これについては両者どちらでも選択することができるといふ制度が経過措置としてとられてゐるわけですが、この点について特に問題だと思はれるのは、婦人の場合だといふふうな思はれるので、この婦人の場合は、大体二十年と

いう長い期間勤める人はあまりないわけでございます。大体十年なりあるいは十五、六年で退職をする、こういう方が多いわけなんです。この選択制について、婦人については五年だけを認めてゐるわけですが、これを、これを、もっと長期にやつていかなければ非常に現場の——現場といひますか、該当の婦人の立場からするといふ問題が起つてくると思ひます。たとえば結婚の費用に充てるために退職一時金というものを期待してゐるといふ例が非常に多いのであります。今回の経過措置以降の人たちになりますと、これが全部通算年金あるいは退職一時金、こういうことになつて、どつちか金の金になつてしまふ、こういうことでは、国民年金制度が、被用者年金の制度の適用を受ける人を夫に持つ場合には、その妻は任意加入、こういうことになつてゐるわけですから、この点は、被用者年金制度の適用を受ける者の妻の年金制度上の地位の問題と関連をして少し問題があると思ひます。

が、こういう点について、被用者年金の妻を強制的に国民年金制度に加入させる、こういう段階までは、この選択制といふものを五年間という期間を切らないで、婦人についてははずつと延ばしておくといふのが妥当じゃないかといふふうな考へてゐるのですけれども、この点はどうでしょう。

○小山政府委員 たいだいま先生がおつた婦人職員の方の実情について、私もよく考へてゐるつもりでございます。それで先生御存じの通り、確かにあの共済組合の退職一時金というものは、何らかの意味においてお嫁に

行つたり何かする場合に當てになつてゐるといふ事実は、これは否定できないと思ひます。しかしこれは先生よく御存じのように、沿革を申し上げますと、昔は確かにそうだったわけなのでございます。ところが、それは性質が違ふじゃないか、やはりあつたものはすべて社会保障的なものに向けるようにすべきものなので、そういうものを嫁入りの支度で充てなければならぬといふようなことであつては困るといふことで、御承知の退職手当法ができて、公共企業体の職員も国家公務員も退職手当というものを別に受けるようになったわけでありませぬ。そういうふうな制度が片方が発達して参りましたから、本来ならば、あの退職一時金の中にある支度金的な性格というものは、そこですつかりなくなつたけれども、結果的には両方とも含めて——これはそう多い金額ではありませぬので、両方含めて新世帯の準備に充てる、こういうふうな気持ちになつて現在きてゐるわけでありませぬ。そういうふうな事情は私ども十分考へてゐるつもりでありませぬけれども、同時にまた、年をとつたときに婦人の方が自身年金を持たなければならぬといふ必要は非常に強い、またそういうことに對する要望も非常に強いわけでありませぬ。そういうふうな、そういうふうなことに制度を将来發展させていって、文字通り国民年金にするといふことが必要ではないか、特に今のようになつてからうっかり離婚されたといふようなことになりませぬと、もう三十年も連れ添つておろすが、四十年も連

れ添っておろうが、その婦人の人はお  
よそ年金からは全然はうり出されて  
縁のないものになってしまふ、これで  
は困るというので、むしろ外の方では  
婦人の人も全部国民年金に強制加入を  
させるようにという意見が強かつたわ  
けであります、しかし一面被用者の  
年金の中には、自分の分のほかに妻の  
分も入っているという面もあるのでは  
ないか、また制度の立て方によつては、  
イギリスのように常に夫の年金の中に  
妻の年金も入っているという仕組みも  
出てくる可能性がある。こういうよう  
なことからいまして、この点は被  
用者の妻というものを守っていく制度  
が、将来被用者の年金制度になるのか、  
国民年金制度になるのかという点は一  
つとつくり議論してもらつてきめよ  
うじゃないか、それは被用者の年金制  
度で守っていくことになるならば、  
非常にけつこうなことで、それは  
それで発展させていく。ところが被用  
者の年金制度の中に妻の分までも全部  
抱きかかえるというわけにはいかぬ  
ということになれば、また国民年金の  
方で考えるということにならざるを得  
ないのではないか、今そういうことで  
社会保障制度審議会で総合調整の問題  
として検討しておられるわけですが  
ありますが、そういう事情でありますか  
ら、今回の通算の措置をきめる場合に  
おきまして、男子はもろんのこ  
と、女子についても一応年金制度とし  
てつながら可能性を残しておく。ただ  
しやめたあと無理やりに国民年金制度  
に強制加入をさせてしまふという措置  
はとらなないで、名目上任意加入したも  
のとなして置いて、いつでもつなげ  
るように、もしその人がもう一回、今

度、結婚してあと職場をかえて、たと  
えばどこかの小さい売店に働きに行つ  
て、そこで厚生年金に入るようになれ  
ば、公共企業体の時代と厚生年金の時  
代が自然につながるようになる、また  
そこで国民年金に加入すればそれもつ  
ながるようになるというふうな余地を  
残そうじゃないかということ、今のよ  
うな措置をしたわけであり、五年  
間というのは、まあ五年間たてばこの  
問題についてはすべての問題を確定的に  
できるだけの時間的余裕があるであ  
らう、こういうことでしたわけであり  
ます。従つて、もしそのときになつて、  
なおかつ妻をどうするかということ、  
きまらないようであれば、それはまた  
そのときにおいて経過措置というもの  
を考へる可能性は十分あるのだ、しか  
し方向としてはやはり一応今のような  
建前に踏み切らざるを得ないのではな  
いか、こういうことであらうな  
踏み切り方を、むしろ関係者十分協議  
の上でしたわけであり、従つて、気  
持の上におきまして、実際にいまま  
しても、女子職員に不利な結果になる  
ということはない、こう確信してやつ  
ておられるわけであり、事実の動  
きがそうならぬというふうなことに  
れば、これは十分そのときにおいて経  
過措置をまた考へるという方法で問題  
を解決する道はあり得るわけござい  
ます。

があるところが問題なのであつて、今  
の年金局長の議論を裏返しにすれば、  
そういう制度というものが、婦人の立  
場、妻の立場というものをこうすると  
いうことが確定するまでの間は選択  
制をそのままにしておつてもいい、こ  
ういふ議論にもなると思つて、そ  
れが五年であるというふうになるのか  
三年であるというふうになるのかは別  
です。しかし、被用者年金制度の適用者  
の妻の年金制度上の地位というものを  
確定する、それまでの間は法の上に経  
過措置として、今のような五年間とい  
うものを残しておくということ、私  
はどうもすつきりしないと思つて  
す。それは国民年金法の建前から見  
て、被用者年金の妻等の場合について  
は自由な選択ができるわけなんです  
から、当然その間は五年といわず、ど  
ちらでもとれるような選択制度にして  
いく、この方が現状にびつたりするの  
ではないか、こういうふうにして  
は考へるわけなんですけれども、どう  
でしょうか。

○小山政府委員 私には率直に申し上げ  
まして、先生のようなお考えも一つあ  
り得ると思つて、ただ現在この法案  
でとつております考へ方は、その間は  
奥さんは任意加入したものとみなし  
て、しかも保険料は徴収しないで、通  
算の利益だけを与えておられるわけ  
です。そういうふうなものを残してお  
きませんと、将来その奥さんが不幸に  
して離婚されるかあるいはまた離婚  
しないまでも今度は子供さんも当分  
きないというので、近所に働きに出  
て、厚生年金をやつておられるところ  
に行つて、また二年なり三年勤めたとい  
うことになつたとしても、それが全然

むだになるわけであり、そういう  
二年、三年という期間が、ところが今  
のような扱いにしておきますと、嫁入  
り前に過ぎた公共企業体の六、七年  
の間も、それから保険料を払わない  
で、国民年金に加入したとみなされる  
名目上の期間も、また子供がなくて、勤  
め出して厚生年金の適用を受けるよう  
になつた三、四年の間も、全部その期  
間として生きて通算されるわけであり  
ます。そういう利益を与えるためには、今  
のような仕組みをとらなくちゃいかぬ  
というので、ああいう仕組みをとつて  
おられるわけであり、おそろく現在女  
子職員の一部の方は、さしあたり目先  
の退職一時金のうち、これもそう多く  
の金額でありません。実際に計算して  
みますと、六、七年程度の方で、しかも  
通算年金の原資に充てるために留保さ  
れるのは一万円にならなかつたはずで  
あります。わずかにそのくらいのも  
で、非常にむだをしたような気がして  
おられるわけですが、これが将来年を  
とつてから非常に大きい意味を持つて  
くるわけであり、しかもその間に  
基本の年金の額が上がつてくれば、  
おのずから通算の年金の額も上がつて  
いくわけであり、そういう意味に  
ついて、やはり国民皆年金の地固めを  
する意味において今のやり方が一番  
いい。実を言いますと、これは各省関係  
の連絡協議会でも、公共企業体その他  
を代表する人たちは、初め非常に強く  
反対をしたのであります。ところがい  
ろいろ御自分たちも議論をしてみる  
と、どうも結果としてはよくなりそう  
だということ、今のようになつて落  
ちつたわけであり、そういう経

緯を御了承承いただいて、ぜひ一つ原案  
に御同意を願いたいと思つて、  
○吉村委員 年金の制度上の観点から  
すると、私もそういうふうな出発点と  
いうものを何か残しておくということ  
は必要だと思つておられるので、た  
だし、現在の年金制度というものが、  
通算年金の原資というものをと  
り分ける、こういうこと、六十才になつ  
てから、そうしますと、六十才になつ  
てからもう年金の額というものは微々  
たるものなんです。だから、将来に  
わたつてこのくらいの原資を持つてい  
るので、先ほどの局長からの話  
からすると、再婚の議論みたいな、そ  
ういふ魅力のある額でないことはおわ  
かりの通りだと思つて、だから、年金の  
額というものが多額になつてい  
るという状態であるならば納得でき  
ると思つて、非常に少ない年金額  
を、しかも何十年という長い間待た  
される。こういうことでは、将来の年  
金制度、所得保障制度のあり方から  
見て、どうあるべきだということだけ  
は、現実の問題はなかなか解決しな  
いんじゃないか、このように考へるの  
です。しかし、制度上から見ればそれは  
残しておいた方がいいということに  
ついては私も、そういうふうな考へま  
すから、だから、それをいつの時期にど  
うするかという問題が一番重要な点に  
なると思つて、従つて、私として  
は、経過措置として五年間というもの  
を入れることによつて、むしろいろ  
いろ期待感に対して失望を与えてしま  
つたり何なりするようであるならば、  
国民年金制度の被用者年金におけるこ  
ろの妻の地位というものが確定をす







いというような、あまりにも少額な年金であるという点にあるのであろうと思ふのであります。この際は国民皆保険を推進し、あるいは社会保障を誠実に実行に移そうという政府でありま

すならば、この際こういう点について抜本的な改正が望ましいと思ふのであります。それが今日なされておらないということについてどうも納得がいきませんので、その点を順次お尋ねいたして参りたいと思ふのであります。

そこで、第一にお答えをいただきましたと思ふのは、保険でありますから、もちろんその保険財源が被保険者の負担にかかる保険料に依存することもよく承知しておると思ふのであります。これは国民もその程度の知識は持つておると思ふのであります。ところがその負担が妥当であるかどうかということについては、それからもう一つは、高額所得者と低額所得者の格差がはなはだしく存在しております。場合においては、画一的な保険料の負担というものは、この保険の精神にも合致してはならないか、むしろ高所得者に対しては高率なる掛金が果進行的に行なわれていくといったような政策こそが、今日望ましい方向ではないかと思ふのであります。そういうようなものには手をつけようとしていないのであります。今日の修正案を見ますと、全然そういうにおいも感ぜられないのであります。この点に対する一つ政府の見解を伺って、それから順次お尋ねを進めていきたいと思ふのであります。

○瀬尾国務大臣 今日この保険料が画一的に取られておるといふことは御指摘の通りでございます。この問題はいろいろ

いる検討を要する問題だと思ふます。大体国民年金の被保険者の大多数の所得の格差というものはそうひどく違わないのじゃなからうか、どちらかと申せば、所得の低い階層の方が多いと思ふますが、そういう考え方、それからもう一つは、保険料の徴収の上から申しまして、全国非常に広くわたっておる国民を对象とした保険料の徴収でございますので、また繁雑な仕組みになりますとやりにくい、ことに農村等における所得の把握というような問題についても、なかなかむずかしい問題が含まれておるのじゃなからうか。おそらくそういうような考慮から

いただいたような均一の保険料というように形になったのだと思ふのでございますが、ただ事務的な都合だけで物事をきめるのはよろしくないということは、先般八木さんからも御指摘になったことがございますが、私どもの一つの検討すべき問題としては、おっしゃるやうに、均一の保険料主義にかわって、やはり所得の状況に応じた保険料の取り方はないか、この点について実は検討いたしておるようなわけでございまして、まだ結論を得る段階には至っておりませんけれども、今までのやり方一つ改めてみたいという心持ちでもって検討しているところであります。詳細はまた政府委員からお答えしたいと思ふます。

○井堀委員 あとで事務当局からも御説明を賜りたいと思ふますが、政策の点についてもう少しお尋ねしてみたいと思ふます。

なるほど事務的に画一的なもの、各ランクを設けて保険料を取るといふことは大へんな相違のあるものであると

いうことは言うまでもないことと思ふます。できるなら画一的なものが望ましいのであります。残念なことは日本の特長事情とでも申しますか、非常に所得の高い者と低い者とがあり、格差がひどい。そして俗にポーター・ラインといわれるその人たちのためにこの保険が今役に立たないという意味をなさない。所得が、政府の言うように倍増に成功し、国民生活も最低生活が維持できるような所得が保障されてくる時代には、あるいはこういう制度というものはまた変わった形において要請される。今日日本が一番必要とする年金制度ということになれば、その低額所得者、ポーター・ラインといわれる人々

に対してこの制度が役に立たなければ、私は年金制度の生命というものは現時点においては意味をなさないではないかと思ふ。そういう批判ができると思ふのであります。そういう意味で、いづれも野党がござって反対しなければならぬということには遺憾なことだと思ふのであります。それから、この状態を少しでもずらしていきたい。われわれも、こういう方向にしてくれば賛成して、できるだけ早い機会に年金制度が今日の時代にも役立つようにしたいという情熱を持っておりますからお尋ねしておるのであります。

そこで、議論にわたることは避けたいと思ふのであります。実際事務分量がふえるということとは保険経済分として好ましいことでないこともよく理解しておるのであります。しかし現実に即応してこの制度を生かすか、あるいは全く死物同様のものにするかというところに考えをいたします場合に

は、踏み切るべきではないか。これは私は政策の大事な点だと思ふ。事務当局の説明や参考資料によって判断することも必要でしょうけれども、ただいまの時点においては、厚生行政の中にあっては、この点こそあなたのおっしゃられるような考え方の一番先に取り上げる具体的な問題ではないかと思ふ。ましてお尋ねしておるわけでありませう。でありますから、やることになれば、私は方法は幾らもあるのではないかとと思ふのであります。今日の公租公課の、税なんかをあげるまでもありませぬ。なかなか複雑な徴収方法で税や公課が徴収されて、大へんうまうまいておる。うまうまいておるといふのは、徴収費をはるかにオーバーしてりつぱに成績を上げておるわけでありまして、国民からいうと、寸毫も容赦なく徴収されておるといっていいくらいに

いっておるわけでありませぬ。むしろそういうものよりは、社会保障の場合においてこそそういう問題に情熱を傾けてこそ意味があるんじゃないかというので実はあなたのお答えを待ったわけでありませぬ。なおこの点にお答えいただければまた伺わせていただきたいと思ふます。

○瀬尾国務大臣 国民の心持として考えましても、御指摘になりましたような事務的な理由だけに藉口してかれこれというふうな気持はないのでございまして、実際問題として、この施行当初においてそういうふうな方法をとらざるを得なかつたというのであらうかと思ふますが、先ほどお答え申しましたように、このやり方について再検討したいということを実は考えておるわけなんです。町村の課税の状態等を

見ましても、幾らかやりやすくなる方向に向かつてきておるんじゃないか、こうも思ふます。一番問題は、所得の把握がむずかしいという点にあるかと思ふます。それらの点を十分検討いたしまして、何とか御趣旨のような方向に向かつて進んでいこうという気持のもとに検討いたしておるわけでありませぬ。

○井堀委員 検討の域をぜひ一歩踏み出して、今こそ勇断をふるうべきときであると思われまふので、通常国会も間近でもありますから、ぜひ一つ通常国会にはそういう片鱗の一角でも拝見したいと心ひそかに期待をかけておるわけでありませぬ。

次に、今度は給付の面について一つ大臣の勇断を希望する意味でお尋ねをいたしておきたいと思ふます。それは、たびたび引き合いに出しますけれども、低所得者というものの実態把握が問題になると思ふのであります。今の乏しい統計の中から見ましても、たとえば就業構造基本調査、それから総理府の家計調査もそうでありませぬ。あなたの方の調査に基づく資料も、さうだいたいで見ておられます。この数字を見てみますと、かなり開きがあることもさうでありませぬが、実際にはおそるべき範囲に低額所得者の苦悶の姿が出ておると思ふのであります。でありますから、一、二数字に例を見てみまると、就業構造基本調査の中でポーター・ラインの対象をどのくらいにするかということには議論があると思ふますが、たとえば生活保護基準などの一般地の五人世帯ですか、今度の予算にも出てきておりますように、従来一





わけです。でありますから事務当局にちょっとお伺いしてみたいと思うのは、そういうボーダー・ラインが、厚生省の統計で見ても、だんだん減っておるといふけつこうな報告が出ております。しかし減ったといいながら、パーセントから見ますと八・八%を前後しておるわけでありまして、なかなか大きいわけではありますから、こういう点から考えまして、最低生活は、今のとり方はいろいろありますが、総理府の統計資料をよく用いられます就業構造基本調査、それから家計調査、その中の都市の例で見ると、今日時点において一世帯でどの程度の金額が望ましいか、これは基準で答えていただいても金額で答えていただいてもいいが、これは計算をなさっておいでになると思いますが、それを一つ述べていただきます。

○小山政府委員 先生の御質問の趣旨がどうもつかみかねておるわけでありまして、先生のおっしゃっておる貧困階層一千万というのは、これは厚生省が昭和二十三、四年ごろから言い出しまして、現実に生活保護で世話をしているのは百五、六十方から多くて二百万程度だけれども、実質的にはぼそれに近い生活をしておる者は一千万くらいあるだろう。従って厚生省が貧困対策を考へる場合には二百万や三百万を言うのじゃなくて、一千万というものを頭の中に置いて考へなければならぬのだ、こういうことで厚生省が唱え出し、それが当時の経済安定本部なり、あるいはさらに内閣の統計局等の助けを借りまして、今先生がおっしゃったような工合に逐次整備されてきて、お

そらく今七百万くらいのところまでいっておるだろうと思ひます。それでありますならば、大体厚生省が当時から頭の中に置いておられますのは、今の生活保護の基準には近いような生活内容の世帯がそれに入っておる、こういう意味でそれをあげておるわけでありまして。

○井堀委員 質問の仕方がまずかったかも知れません。あなたの方の統計資料によりますと、行政基礎調査ですか、その数字では三十年で一千八百八十一万人、三十五年で八百二十五万人、全体の人口に対して三十年は一三・二%、三十五年は八・八%、こういう資料のことを今あなたは言われた。もちろんこの資料ももう少し聞きたいと思ひますが、今お尋ねしておるのはこれじゃないのです。それとよく拮抗するような資料としては、就業構造基本調査の中でもっと大幅なものが調べられておる。この中で九千七百円未満の者、あるいは一万二千四百円未満の者によく出会うわけでありまして、それを使つてみても——こっちは世帯数によつて出しておりますから、人口はもつととふえましようが、これは四・一人ですからそれにかければ出て参りますが、六百五十四万八千世帯です。よく似た数字ですよ。あなたの方が内輪に見ているということが言えるだけです。だからこの数字を私が今どう言うのではありません。この数字はとり方によつてはもつと変わってくると思ひます。しかしこれは最小限度に押えていかなければいけないということが政治家の心づもりでありまして、あなたの方も厚生行政の心づもりの資料として出されたということは理解して

る。私の言うのは、この人たちのボーダー・ラインの生活を基準を一体どのくらいに金額を抑えておるのか。あなたの方は五人世帯ですね。こっちは四・一人ですが、四人平均の世帯で一体どのくらい生活費を見込まなければならぬかといふことは、年金制度では必ず出てくるはずですよ。それを聞けばわかる。だから十年、二十年先のことは別ですよ。当面この制度が充足して年金の支払いを開始する時期がいづになるかといふことについての計算の仕方もあります。この時点においては、今年金をかけて下さる皆さんには生活保障は年金でやりますよという場合に、幾ら払ったらこのボーダー・ラインの人たちを納得させることができるといふ、その金額はあなたの方でさきだれかの質問にも答えておられました。この資料の中には西ドイツやフランスの例をあげておられます。しかもその統計のとり方を見ますと、最低賃金と標準所得の時点におけるところのものをとっておるようでありまして、こういう高いものを持ってきて、何かそれに合わせておるような説明をしておられますが、今の大臣と私の話し合ひで大ざっぱにわかつたと思ひます。五人世帯で平均どのくらい払つたら食つていけると思ひますか。自分のことを考へてごらん下さい。

○小山政府委員 問題の考へ方が遺憾ながら井堀先生と食い違つておられますので、どうも御質問にかみ合つたお答えができないのであります。問題は、年金制度で考へる場合に、世帯に幾ら出すかといふことと、老齢年金の場合であるならば、一体その老齢年金の基準額といふものはどういふものかといふことなんです。私どもはその金で五人世帯を維持するんだといふふうには考へていないわけでありまして、それでもって老人がどういふふうな生活を営むことができるか、その場合にどの程度の役割を持たせることを老齢年金の場合に考へるのか、こういうふうな考へ方をしておりますので、どうも井堀先生のおっしゃっておるのびびり合つた合つたわけでは……。

○井堀委員 そんなことを聞いているんじゃないんです。それは年金にはいろいろな種類がありますから、こういう場合もありません。そういうことは、いろいろな技術的にあるでしょうが、そうじゃなくて、一番大事なのは、国民生活といふものは、一体どのくらいに押えたいかといふことがわかつて、初めて、そのうちの割合をどうすればいいかとか、その人の生活の実態のいろいろつかみ方があつて、それから、それは個々の差はあります。だけれども、平均して厚生省としては日本の国民といふのはどのくらいの生活水準を金額に表わせば必要かといふ大づかみのものが言えるか言えないかを聞いておるだけで、それをこつちのものさしではかればこつちのようになります。あつちのものさしではかればこつちのようになります。それはあとで聞けばいいのです。今大臣に質問している参考資料としてあなたにお尋ねしたので、そういうことは今の厚生省は考へておりませんか、資料がありませんか、思つてもおられませんといふことなら、それも答弁の一つだと思つたのです。

○小山政府委員 私どもは老人一人当たりの生活費として四千六、七百元と

のかといふことなんです。私どもはその金で五人世帯を維持するんだといふふうには考へていないわけでありまして、それでもって老人がどういふふうな生活を営むことができるか、その場合にどの程度の役割を持たせることを老齢年金の場合に考へるのか、こういうふうな考へ方をしておりますので、どうも井堀先生のおっしゃっておるのびびり合つた合つたわけでは……。

○井堀委員 そんなことを聞いているんじゃないんです。それは年金にはいろいろな種類がありますから、こういう場合もありません。そういうことは、いろいろな技術的にあるでしょうが、そうじゃなくて、一番大事なのは、国民生活といふものは、一体どのくらいに押えたいかといふことがわかつて、初めて、そのうちの割合をどうすればいいかとか、その人の生活の実態のいろいろつかみ方があつて、それから、それは個々の差はあります。だけれども、平均して厚生省としては日本の国民といふのはどのくらいの生活水準を金額に表わせば必要かといふ大づかみのものが言えるか言えないかを聞いておるだけで、それをこつちのものさしではかればこつちのようになります。あつちのものさしではかればこつちのようになります。それはあとで聞けばいいのです。今大臣に質問している参考資料としてあなたにお尋ねしたので、そういうことは今の厚生省は考へておりませんか、資料がありませんか、思つてもおられませんといふことなら、それも答弁の一つだと思つたのです。

○小山政府委員 私どもは老人一人当たりの生活費として四千六、七百元と

いふのを頭の中に置いて、それをもとにして三千五百円、こういう金額を出したのであります。従つて、その程度が妥当だ、こういう考へであります。

○井堀委員 いや、よろしゅうございませう。あなたは年金のワクの中以外には答えていただくことがむずかしいのではないかと判断いたします。少なくとも政策を立てるときには、自分のワクの中に入つてものを考へたいものは出てこないという意味で、実は大臣に質問をしているわけですよ。その参考にするための資料をあなたがついていただければという意味で質問を試みたわけですよ。こういう場所です。から、言質をとられたら工合が悪いことにならうと心配をされているようにとれますので、これはまた別の角度でお尋ねいたしましょう。大臣お聞きのように、結局ここで公式に私どもがお尋ねをする、厚生省としては、この時点においてどのくらいの生活を見ていかなければいいかぬのだから。あなたの方には生活保護法という法律があつて、ちゃんと役目の上からも見なければならぬことになっておる。その方から聞けばいいのでありますけれども、時間が大へんかかるし、何えは何か大臣所用を持っておるそうでありまして、なるべく私は詰めて政策面だけと大臣に伺つて、技術的な問題や現行法の中での質問は別にいたしたいと思つておられます。それで今あなたをわづらわしたわけですよ。承知の上で逃げたのだと思ひますけれども、頭のいいあなたですから、私の質問の要旨がわからぬはずはないと思ひますが、とにかくそういう問題は、一応別の機会もありませんが、今大事な点は、厚

いふのを頭の中に置いて、それをもとにして三千五百円、こういう金額を出したのであります。従つて、その程度が妥当だ、こういう考へであります。





ませんといかぬという意味で実はお尋ねをしたわけでありませう。そういうわけでありませうから、そういうものを出し方を一つ提案してもらいたい。そういう点、私どもは現在の法案を審議する場合の大事な点だ、あなたならきつとおわかりいただけると思うので、強く要望しておきます。特に年金関係のそういうものを法律でやろうというわけでありませうから、非常に精密なところがあるのです。しかし、その精密なところはかえって制度を伸ばす上には大きなブレーキの役割を果たして、歯どめの役目をするのが幾つか気づかれる。それをほくそうとすれば、それだけでえらい時間をかけて、角をためて牛を殺すような結果になりかねないものがある。そういうものを、きょう時間がありませんと事務当局に具体的にお尋ねをして、そうして私の納得いかぬところはあなたにお答えしていただくという形で準備しておいたわけでありませうけれども、何か大へん御都合があるようでありませうから、またそういうことについてお気づきいただければ、言葉は足りませんけれども、あなたには十分判断していただけたらと思いますので、私の質問の目的は達せられたような気がいたします。速記録を見るとおかしくなっているかもしれませんけれども、勘の上でお互いに相通じたものと理解できますので、あなたに対するこの部分の質問はこれで終わりたいと思います。

まず第一に、あと先になつてしまひましたけれどもお尋ねをいたしたいと思ふのですが、この年金制度を政策的に転換をさせようというのには、お聞きただいてお尋ねするようにおわかりだと思ふのであります。そこでそれに関連してですけれども、ことしの人事院勧告によりまして公務員の給与の問題が表へ出てお尋ねすればよくわかると思ふのです。公務員の給与は民間給与に均衡させるといふことはもちろんでありますけれども、一つには公務員としての任務を十分果たすための最低生活の保障が行なわれなければならぬことはいふまでもない。それに職務階級や、あるいは年功やその他のものが加算されてくるわけでありませうが、あの中にも言ってお尋ねするうちに、最低基準を出しているのです。十八才の東京の場合です。そうすると厚生年金の場合、これは他の理由がありませうから一がいにあれを例に引くわけには参りませんけれども、あれは報酬に比例して、標準報酬、健康保険と同じような例をとっておりませうから、ここにはいい、悪いは別として一つの基準があるわけですね。そういうふうなこの年金制度を考へる場合には、どうしても生活基準というものをいやがおうでも論議しなければならぬと思ふのです。だからあまりかたくなに一つのからの中に入つて出てこなければ、これは話にならぬと思ふのですが、そこでどこまで出てくるか問題になると思ひます。大臣のように政策的に権限をお持ちでない者にそこまで出てこいといふ無理は言ひませんと前提を置いておきますが、

そこで今厚生省が国民年金保険法の改正を作業する際に問題になるのは、一体日本の国民生活というものをどの辺にながめていくか、それをなめたところがあるかないか。持たないというなら一体どういふ基準でどういふ数字をはじき出したかについて問題が残るわけですから、その第一の点で、さっきは大任にものを聞くのが目的だったものですからあるいは不要領な質問に終わったかもしれないが、今度は少し時間をかけて……。これでお答え願ひますか。

○小山政府委員 先ほど先生が大臣に言つておられましたことはよく承つておりましたし、そのことの意味はわかつてお尋ねしますが、どうも私には先生の問題の立て方が受け取れないのであります。私たちの生活というものをどういふふうにか考へる、それは先ほど申し上げたように、月大体四千六、七、百円というものが今の日本では普通にかかるものだ。そのうち四分の三という程度のもを何とかわれわれの年金でカバーできるといふことを目標にしてやりたい、こういうことで三千五百円という目標をきめて、将来それがそれぞれ事情に応じて上げられるものは上げていく、しかし、そのときどきにおける老人の普通の生活の所要費用のおおむね四分の三程度、つまり七五〇程度というものはほほまかなえるようなところをねらつていきたい、こういう考へ方でいくわけですね。

○井堀委員 それではあなたのペースに乗つて尋ねていくのがいいかと思ひます。私のペースに乗つてもらえそうもないから……。

老人の今の三千五百円という根拠について、簡単にけつこうですから一つ説明を伺つて、それから言ひましよう。

○小山政府委員 現在の三千五百円という目標をききましたときには、大体こういうふうな調査なり当時の実情といたうのが主体になつてゐるものであります。それは、一つは昭和三十三年の国民一人当たりの一月間の消費支出額といふものが四千……。

○井堀委員 資料は何かといふことを言つて下さい。

○小山政府委員 これは当時の総理府の家計調査だつたと思ひます。間違ひがあつたら後ほど訂正いたしますが、総理府の家計調査だつたと思ひます。これの成人男子一人当たりの消費生活といふものが大体四千七、八百円程度であつたわけでありませう。そのうちから共通費と思はれるようなものを二割五分程度控除した残りが三千八百円程度になつた。これは一つのめどでありませう。それからもう一つは、昭和三十三年の厚生行政基礎調査の中における高齢者一人世帯の一月間の現金支出額が四千四百六十円であつたのであります。そのときに高齢者二人世帯の一月間の現金支出額が七千九百八十円であつたのであります。両者の差が三千五百二十円程度、こういうふうな結果が当時得られたのでありますから、それで大体のめどとしてまず三千五百円、こういうことをめどにしたわけでありませう。なお、これに落ちつけましたことには、もう一つ全然別の根拠でありますけれども、社会保障制度審議会がやはり別の根拠で三千五百円といふものを答申に出した、まあ大体

そういうことで、いろいろな材料から出てゐるものが三千五百円に向かつていたといふことで、三千五百円といふものを私どものめどにした、こういう事情でございます。

○井堀委員 そこで、もう一つその三千五百円に關係してお尋ねをしたいのであります。老人の三千五百円といふ数字をそういう実態的なものでおやりになつておるといふのですが、そこでもう一つ問題になるのは、他の国々ではそれを出すのに実態生計費のほかに理論生計費を用いてゐるわけですね。人事院勧告の中にも一部それを引用してゐるようですが、厚生省はその点どうなんですか。この場合の理論生計費の問題についてはどうなんですか。

○小山政府委員 おそらくその場合に理論生計費としてあげられるものは生活保護の基準になるであらうと思ひます。その当時における老人一人当たりの基準といふのは、これは社会保障制度審議会がとっておりませう、根拠にしている二千円といふのが当時の基準であつたわけでありませう。これをそのまま老人一人当たりの理論生計費といふ直すことが適當かどうかといふことは、いろいろの議論はありますけれども、大体それをわれわれとしては当時考へておつたわけでありませう。

○井堀委員 実態生計費については、不十分ながらも三つ、四つの資料を並べてお尋ねするから、またこれは議論の分かれるところであると思ひますが、もっと大事なものは、理論生計費を無視するといふわけにはいかぬのじゃないかといふことですね。今のあなたの答弁で言へば、生活保護基準を作るためのものをここに使つたやうなことを言



五百円というのは正しいという主張の仕方であるが、正しいか正しくないかという事は問題の外にあつていいと思う。それは今言うように、三十二年の総理府の家計調査によれば、あるいは厚生省の高年令者の調査の結果がそうなつてゐる、こういうものをどういう方法で計算すればこうなつたというだけでいいと思う。私はあなたの答弁はそれだけで正しいと思う。それ以上、その三千五百円は間違いがなかったとか、今から三年前に言ったからという様なことはよけいなことだと思ふ。それはいつから言い出したもつてこうだと思ふ。だから、三十二年の時点のものをもとにして三千五百円が出たのだから、それからだんだん家計費がかさんできていることもわかつてゐる。それを三十五年を合わせ、三十七年を合わせ、四十年、四十五年を合わせていくわけです。だから、この時点においてはこういう調査に基づいたからこういう金額が出たということだけでいいと思ふ。私が今あなたに聞いたのは、なぜ理論生計費を採用しないかということ聞いた。だから、その必要がないかのごとき口吻だったから、そうだとするならば、あなたの方がイギリス、フランス、西ドイツの例をここに持つてくると非常な間違いが起こつてきますよという質問をしておるわけですか。どうなんですか。このごろ厚生省がわれわれにくれまされたのは、厚生行政長期計画基本構想というのですけれども、これは非常に大事なものです。厚生省試案として資料がわれわれに提供されておる。そこで年金制度に關係したところを見ますと、日本の年金制度の給付というものが低く

はございませんとするかのごときパーセントをあけてある。パーセントは、今のよう資料と向かうものさしとは違ふのですから、クジラ尺とメートル尺とで数字を見たのでは違ふのと同じような意味で違ふのです。そういう間違いを起こしてくれるなということ念を押して質問をしておる。これと間違ひないなら間違ひないと言つて下さい。それであなたは今ちょっと言ひかけたけれども、西ドイツのものはそんなに精密ではないといふことは何をもつて言えるのでしょうか。少なくとも貨金の基礎になる数字は、この三つの国はいずれも、それぞれの団体も国もかなり精密なる資料を持つておられます。国際統計法によるものを見て見よ、日本のものは比喩ものになりませぬよ。そういうことを言い張らなかつてもいいのぢやないでしょうか。

○小山政府委員 先ほどの理論生計費の問題は、私、先生のおっしゃつた意味を取り違へて申し上げたようでありますが、先ほど申し上げたように、理論生計費として当時考えられるものとしては生活保護の基準があつたわけでありますが、それは当時の価で一人二千円という金額であつたわけでありませぬ。従つて、月二千円という金額ではどうも少しさびし過ぎる、一方実態生計費の方から割り出してみると、三千五百円という程度のところをねらうのがより妥当である、こう考へて、二千円といふば理論生計費でも言へば、このを参照しつても三千五百円、こういうふうなものをとつたといふのが当時の考へ方でございます。それから後段の部分につきましては、ここに書いてあることには間違ひ

はないはずでございます。ただし、これも言ひ方が少し悪かつたのだと思ひますが、日本の現在の国民年金も厚生年金も、これが国際水準に近いなどという様なことは決して考へておりませぬ。これは両方とも非常に低うございませぬ。

○井堀委員 高いか低いかということは私どもが判断するということと言つておるのですけれども、訂正していただければけっこうです。私にあなたの方からくれた資料にはこう書いてあるのです。この中の百一ページの、見出しは「年金の給付水準」といふところなんです、これは全部読まなくておわかりませぬけれども、その比較対照に出した数字的資料を見ますと、一九五三年から一九六〇年までのものでは、賃金が製造業、年金額が単身者と夫婦、それから国民扶助の關係が単身者と夫婦といふようにここへ数字をずつとあけて、その次は「フランスにおける平均年金額の推移」を出してゐる。そうして西ドイツが出てゐる。これについて説明を見ておるとわかりますけれども、これは今も質問をして明らかにしたもので、これは数字には間違ひないでしようが、並べ方がいけませんよ。というのは、私がここであなたにこういうことを尋ねてゐるのは、われわれが正しく政府案を批判し論議していかなければならぬから言つてゐるのであつて、そういう点について、最初から数字の上でいろいろの思惑が入つていたりしたのでないから、それを明らかにしてゐるのです。しかし、今一つはつきりいたしましたから、それで私の質問の目的は達しました。

それで、第一問題になりますのは年金制度であります、大まかに言ひましていろいろあります。先ほどあなたもちょっと触れておりましたけれども、社会保障制度審議会の答申案についてよくいろいろのことを聞きます。きょうはここへ持つてきておられませんけれども、その社会保障制度審議会の第一回の答申案には、年金制度の問題についてかなり詳細に述べてゐる。ごく最近のものは、これもあなたの方から私の方にくれた資料で、三十六年二月二十日付のもので、もちろん部分的なものですけれども、しかし、この前提になるものは第一回の答申案です。こういうように、社会保障制度審議会がどういふ答申をしてゐるかということとはもちろんわれわれにとつて重大な判断の資料になります。だけれども、同時に一方では、原案を作つた政府の根拠といふものがどこにあるかということをおわれわれが見誤つたのでは議論はもう全から回りをしたてゝくるし、見当違いなことになるものであります。から、それで事務的に聞いたのです。特に年金保険の場合におきましては、被保険者の側、国民の側から言ひますならば、掛金はできるだけ少なく、そして反対給付はできるだけたくさんほしいという様なことは当然なんです。ですから、反対給付である老齢年金はどうか、あるいは一時金はどうか、あるいは廃疾の際における年金はどうか、どうなつてゐるかということ、数字の上で国民はすぐ判断をするのです。そこで、その数字が正しくなければならぬわけですから、あなたが言うように、三千五百円はだれが見ても三千五百円なんです。

しかし、その三千五百円はなぜ三千五百円という数字が出てきたかということについては、根本においては、こういう計算、こういうケースの中から出てきた、それに政府の政策がこう加味し、われわれはその政策にここに違ひがあるといふことをきびしく出してこなければならぬわけですか。そういう点で聞いていつたので、あなたの最初の答弁とあつた答弁の訂正が、念のためにもう一べん復習しておきますけれども、三千五百円という数字は、三つばかりの政府の統計の中から割り出されたものだ。理論生計費は加味されていないといふことが明確になつた。今度私と政府との間には、なぜ理論生計費をこの際用いないのか。同じ政府の、この国会の同じ時点において、公務員の給与の場合には理論生計費が頭を出してきておる。こつちにはない。厚生省の例をとりましたも、厚生省の場合においては、生活保護法の生活基準を出すときには、理論生計費が、完全には出ておる。こつちの場合には出ていないかといふことを聞いてゐるのですよ。あなたの方は当事者だ。そういう意味で聞いておられますので、ぜひ今後もあることですから、なるべく時間をかけぬように私も質問しますけれども、お答えもお願いしたいと思ひます。

それで、もう一つ、今度は掛金のことだが、代表的なものを聞いておきますと、掛金の場合の百円という数字です。これも数字が出たのですが、百円というものは、どういう根拠があるのですか。

○小山政府委員 これは百二十円というところからきていますのであります。それで、百二十円というのは、どこからということになります。若干くどくなりすけれども、あらかじめ必要だと思われる給付内容を想定して、それをまかなうために、数理保険料としてどれだけ必要かということ計算しましたところ、百八十円という額が出て参ったのであります。この百八十円のうち、国に三分の一負担させるといふ一つの態度をきめまして、その結果百二十円という額が出たわけでありまして、この百二十円というのを被保険者から見た場合に、納めやすいように、また徴取しやすいようにしよう。それには若い、まだ比較的年金ということを考えにくい年齢にある場合には低くし、年金というものを考える年齢に近づいたところを高くしようというので、三十五というところを境にして、下を百円、上を百五十円、こういうふうにしたわけでありまして。

○井堀委員 国庫負担の三分の一というのは、何の三分の一か、総額ですか。そうしますと、総額というは百八十円でしょう。内容は百八十円です。三分の一といったら算数が合わないじゃないですか。

○小山政府委員 百八十円から三分の一の六十円を引きますと、百二十円になるわけです。

○井堀委員 その六十円は何ですか。

○小山政府委員 三分の一です。つまり国がそれを負担するわけです。そうすると残り百二十円になるわけです。それを百円と百五十円に振り分けたわけでありまして。

○井堀委員 そこで問題になるのは、

国庫負担の三分の一です。この三分の一というのは、どこから割り出してきたのですか。

○小山政府委員 これは社会保障制度審議会が、三割国が負担せよという答申をしたのであります。ところが三割ではどうしても収支がうまくとれない。かたがた制度の性質からいって、なるべくよけに出したいというので、いろいろもみ合った結果、三分の一国に持たせる、こういうことになったわけでありまして。

○井堀委員 ちょっとつまらぬことかもしれないませんが、この答申案を受けたというのには、もちろんそうですが、もみ合ったというのには、どこでもみ合ったのですか。

○小山政府委員 政府部内、私どもと大蔵省、これに与党も介入されましてたけれども、そこでいろいろ長い間折衝があったのであります。

○井堀委員 確認しておきたいと思いますが、よくわかりました。そうすると、百円と百五十円の根拠は、百八十円が、給付内容から逆算してとるか。そういうことですね。そこで、そのうちの六十円を国庫負担、残りを百円と百五十円に分けると、こういう計算が出る。こういう見方ですね。それから、その三分の一というのは、社会保障制度審議会から三割の答申があったので、それにや近い数字が、結局与党の自民党と、それからあなたの方の厚生省の事務当局の折衝の結果出てきた、こういうわけですね。よくわかりました。

そこで、次に伺いをいたしたいと思うのは、あなたもちょっと今触れかけておりましたが、百円の負担の能力

の問題は、お考えになったのですか、どうですか。

○小山政府委員 百円を実際にとうろくとした場合に、どういふふうなことになるかということをごいいますが、これは当時三十ばかりの市で若干実態調査をしてみました。それで、やった結果、大まかな結論として、市町村民税の均等割の免除されているような人々から保険料を期待することは、額を多少低くしても無理だ。従って、これはこの制度の場合に、一応保険料を納められぬという前提でいくという必要がある。それがわかっていたわけでありまして、そのくらの繰からちょっと上に置くことを考えさせれば、百円、百五十円というものは、大体徴収していける。これは三十ばかりの市の部分的な調査でありましたけれども、そういうことで見当をつけたわけでありまして。

○井堀委員 これは大臣にお尋ねするのが筋だったかもしませんけれども、先ほどの経過で御了解いただいて、あなたがかわって答弁願えることと思えますが、これは政策がだいたい加味することになると思ふ。百円と百五十円は、この場合百二十円と置きましよう。百二十円の負担は住民税を目安にしたという御説明が今ありました。そこで、これは保険料と同じ性格を持つものなのですか。そこで私はこういう点を考慮されておるか、次に伺いませう。税制調査会の答申が別にまた出ている。結局毎月百二十円ですから、年間にしたら相当な金額になるわけですね。ごらんになったと思う。まだですか。それでは、こう聞きましよう。結局毎月百二十円ですから、年間にしたら相当な金額になるわけですね。

それが今日の税の負担の関係の中において、どういふ割合を占めるというふうにお考えになっておられるでしょうか、聞いておきます。

○小山政府委員 どういふ割合を占めるかということに対する端的なお答えにならぬかもしらぬと思うのですが、市町村民税の均等割と比べれば、これは問題なく非常に多い額であります。おそらく三倍から四倍足らずになつておられると思ひます。それから市町村民税の所得割を納めている人と低目になつておられるというふうな額じゃないかと思つておられます。

○井堀委員 そこまではっきりわかつておればよい。とにかく今日の税の議論になるわけですが、これは強制加入になってきますと、増税になるわけですね。そうすると、その住民税の中では、あなたは均等割に比べて比較にならぬ大きな負担になるというのを御存じのようですね。今日地方税は、とにかく住民の負担がいかに過重なものであるかということ、常識になつておる。税制調査会においても、要するに税金の負担のみならず、公課に類するものが非常に重過ぎるから、そういうものにかわるべき財源を国が持つていくような意味の税制改革を答申されてきておる。それから所得税あるいは一段の直接税関係において、基準年次の昭和九年から十一年の年次に比べて低所得者の負担率というものが非常に高い。従って、免税点を引き上げるといふ答申が出てきておる。また政府はそれを受けて漸次税の減額には心しておるといふことはたびたび答えておる。これと逆行するので

すよ。ですから、こういう問題がただ給付内容から計算をして、政府の三割負担の方を優先させて、あとはお前らが払うのはあたりまえだといふこの計算の仕方は、当初大臣に私がこの時点において社会保障制度のあり方について明らかにした考え方は、非常な違いがある。こういう配慮が全然行なわれていないということになるわけではございません。これを聞いてから大臣にお尋ねすれば、抽象論でなくて具体的な答弁がいただけたと思うのです。でありますから、今日の税の国民の応能課税、国民の税の負担能力からいふと、あまりにも低所得者に過重になつておられるから、低所得者の免税点というものをできるだけ早く引き上げる。そして高所得者に負担を願うようなやり方が望ましいということ、税制調査会の答申を待つまでもありません。福祉国家の方向としては当然であるべきものなのであつて、しかも第一条をあなたはごらんになつたと思うが、この法律はだてや酔狂でこういうことを書いておるのではない。あなたに言うのは失礼かもしれないが、いいですか、こゝう書いてある。「日本憲法第二十五条第二項(国の社会的使命)に規定する理念に基き、老齢、廃疾又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」すなわち憲法第二十五条は国の社会的使命を規定してある。言うまでもなく、これは老齢や疾病やあるいは死亡などによつて生活が脅威を受けた場合には、当然国がめんどうを見るべきだということ規定してある。その憲法の精神を受



は第二次のときにも出ておりましたけれども、三割というのは修正なんです。これは政策論議にもなりませんけれども、ここに重大な今度の答申がある。かなり政府に気がねをした書き方です。これは大臣に解釈を願うべきものであります。あなたに言ってもらった。ここは議論にわたりますからやめておきますが、要する第一項の「実情に即して」というのは、今の年金制度が不評判というよりも、さっき冒頭に申し上げたように、年金制度にならないような制度じゃだめじゃないか、もうちょっと引き上げろという具体的なもの一つの指示にはかならずと私は見ている。まあ、解釈上の問題はよしとおきましょう。

次に、時間がありませんから、委員長からの御注意もありませんからなるべく早くやめたいと思いますが、やはりこの答申の中に出ておることでありませうけれども、第二項に「半額免除制を採用する等低所得者の保険料負担が過重とならないような」、負担が過重とならないようにということだけではなしに、半額免除というようにことを答申の中に言うという事は、かなり思い切った表現だと思ふ。この点はどういうふうにおとりになっておられますか。

○小山政府委員 その点は私どもはかなり実情を調べたのであります。その結果到達いたしました結論は、百円であったら納められないけれども五十円だったなら納められるというふうを考えるとどこに無理があるというふうをかなりいふ事実はあるからついでに納められます。つまり百円の保険料を納められない人々からは、とにかくとっては

いけないのであります。実態としてはむしろその方が割り切ったいかなければならないので、それで減額をして無理やりにでも、少しでも取り上げるといふ方向に進むことは、国民年金制度の場合に無理がある。従って免除は免除です。従って、先生は違った読み方をなさいましたけれども、これは大体先ほどのお話に出ておるように、日本の貧困階層が全部国民年金にいわば集まっておるわけですから、そういう人々に対する手当というものは、やはり一般の税負担からしてもらう。そうして中での所得再配分というものは、そういう地盤の上に立って今度初めてやるということではなくて、たまたま国民年金制度の中に入つて、ごくわずかの所得のある人々にあまりに大きい負担がかかり過ぎてしまふ。こういう実態がありますので、私どももその考え方には賛成で、ぜひ来年度実現したいと大臣も繰り返して申し上げておるところであります。御趣旨のように私どもも進みたいと思つております。

○井堀委員 それでやはつきりしましたが、そこで問題は、最初に説明をいただきました給付内容百八十円に対する割合がここでくずれてしまふわけですね。どうです。これは今までのあれでわかつたと思うのですが、百八十円を三つに割つて、二を被保険者の負担にしたのですが、そのうちで今あなたも言われておるような被保険者となすべき対象というものは、ポスター・ライオンといわれる人たちはもちろん全部網羅されておる。おおむねこの口で指摘されておりますように、保険料をあなたが言うように半額にして、百円が

納められないものは五十円を納められるわけがないのです。認識を欠いておるわけですね。しかし言おうとするとこれは、あなたが言つておられますように二百二十円という額が無理だということ並びに言つておるわけですね。だから言い方をかえれば、百二十円は無理で六十円は妥当だといふ言ひ方にもなる。だからこうなると保険はくずれてしまふ。だからここに苦しい答申が行なわれておる。だから善意に理解すれば、今日の時点においては拠出年金制度というものについて非常な困難がある。要するにここに言つておるよう

に免除を大幅に行なつて、その部分についてはその期間中国庫負担を待ちなさいといふ言ひ方は、この言ひ方は回りくどいけれども、それが理解しても同じことだと思ふのですが(一)と(二)はそういう意味で、どうしても年金制度の改正案というものは、この答申案に乗つてこない。でありますから、その百二十円が高ければ六十円にするか、あるいはこれこれ免除するといふ免除規定をもっと明確にして、ここに言つておるようにして、ここにも政府は次の改正案を出すときにはこれへ盛り込んでおなければいけないのです。これはあなたに言つてもしよ

うがない、大臣に言いたかつたのですが、時間がありませんから次に進みます。○小山政府委員 これはもう今までに

納められないものは五十円を納められるわけがないのです。認識を欠いておるわけですね。しかし言おうとするとこれは、あなたが言つておられますように二百二十円という額が無理だということ並びに言つておるわけですね。だから言い方をかえれば、百二十円は無理で六十円は妥当だといふ言ひ方にもなる。だからここに苦しい答申が行なわれておる。だから善意に理解すれば、今日の時点においては拠出年金制度というものについて非常な困難がある。要するにここに言つておるよう

いろいろな機会に申し上げているように、福祉年金の所得制限というものはないことが望ましいといふのが基本的な考え方でありませう。従つて今まで設けておる所得制限をはずすように努めて努力をしておるわけでありませう。今回はずせるものははずして、若干はずすこととして改正案は出ているのです。なお今回の改正措置で解決できないものは次の機会にやりたいといふので、予算の要求をしている。これをぜひとも実現しよう、こういうふうに考へております。

○井堀委員 今答弁を伺つたのです。非常に明確になつてきたのです。すべきではないという原則的なものは意見が違つてないようです。なぜそれを一べんでやれないかといふことは、このところは大臣にちょっと聞いておきたかつたのですが、こういうものがついていることは、不名誉でしよう。だからこれは、今言うように、国庫財政が苦しい時代においては言えたかもしれないけれども、余っているんだから言えない。それはそのくらいにしておきましょう。

次に、最後ですけれども、事務費負担が地方財政を圧迫している。この年金制度で地方自治体が非常に苦慮しているわけですね。そのことをこれは言つておると思ひますが、これに対する何かしかるべき対策としては、どういふふうにお考えでしょう。○小山政府委員 これは私も率直に申しまして、現在国が出している事務費といふものは、実際に市町村が使うことを余儀なくされている事務費の全部をまかなつていないと思ひます。こういう

う状態を続けちゃいかぬわけでありまして、少しでも早くそれを実施したい。来年度の増額を要求しているわけでありませう。ただこれは先生御存じの通り、国民健康保険の長い歴史におきまして、どうかこの種のものというものは、どうしても問題が出るわけでありませう。解決はなかなか一挙にいかないで、ある程度の年月が必要なおけでありませうけれども、私はその点については言われておる通りだと思つております。

○井堀委員 これはほんとうは大臣に三と四ははつきりしてもらいたかつた。これは法律の建前からいまして、それから今の地方自治体のあり方、特に地方財政のあり方などからいきて、どういふことはいけませんよ。どつちからいってもまずいことですよ。早急に改むべきだと思つております。これで大体私の質問を終わらうと思つたのでありますが、以上大事な点が明らかになりました。きつと大臣の決意のほど、こういう社会保障制度に対する情熱の現われは、次に新しい年金制度として芽の出るようなものを提案されてくるであろうことを期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中野委員長 この際お諮りをいたします。理事小沢辰男君及び理事瀧谷直藏君よりそれぞれ理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕○中野委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお理事の補欠選任につきましては、委員長より指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中野委員長 御異議なしと認め、理事に齋藤邦吉君及び永山忠則君を指名いたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は明十九日午前九時四十分より理事会、午前十時より委員会を開くこととし、これにて散会いたします。

午後五時四十四分散会



第一類第七号

社会労働委员会議録第八号

昭和三十六年十月十八日

昭和三十六年十月二十五日印刷

昭和三十六年十月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局